

みやぎ知的財産活用推進方策（改訂版）

（地域の知財力を高め、事業創出・競争力強化）

平成18年3月
（平成21年3月改訂）
宮 城 県

はじめに ～「みやぎ知的財産活用推進方策」の背景～

平成18年3月に「みやぎ知的財産活用推進方策」が策定されて以来、日本弁理士会の協定に基づく「知的財産権セミナー」の開催、「宮城県知的財産支援機関連絡会議」の設置による県内の知的財産支援機関ネットワークの構築、県内の未利用特許の有効活用を目的とした「みやぎ特許ビジネス市」の開催など、各種の施策等に取り組んできた結果、一定の成果をあげつつある。

一方、本推進方策以来3年が経過する中で、中国等において日本の地名等が第三者に商標出願されることが全国的な問題となっており、海外での知的財産の権利保護や海外の知的財産制度の的確な把握が求められているなど、新たな課題も生じてきている。また、国の施策として農林水産分野関係者を対象とした知的財産研修の充実が図られ、農林水産分野においても知的財産関連施策が強化されてきていることなど、知的財産をめぐる新たな動きも見受けられる。

このような状況の変化を踏まえ、現行の推進方策の基本的な方向性を維持しつつ新たな課題に対応するため、今回、現行の推進方策の見直しを行い、「知的財産立県」としての基盤を強化していく。

平成21年3月

目 次

序章 推進方策の策定に当たって	6
1 策定の趣旨等について	6
2 推進方策の位置付け	6
3 推進方策の推進の基本的な考え方	7
第1章 知的財産とは	8
第2章 知的財産をとりまく状況と知的財産活用推進方策	10
1 アメリカのプロパテント政策	10
2 日本における知的財産戦略	10
3 地方公共団体の責務と知的創造サイクル	11
4 知的財産活用推進の重要性	12
(1) 知的財産については知ること自体が重要	12
(2) 知的財産は経営戦略上の各局面において重要	12
(3) 知的財産は自社が開発した技術を保護し利益を守るために重要	12
(4) 知的財産は先端技術に限らず幅広いビジネスにおいて重要	13
(5) ブランド化の推進のためにも知的財産は重要	13
(6) 農林水産植物の新品種も知的財産により保護していくことが重要	13
(7) 海外でのビジネス展開においても知的財産により保護していくことが重要	13
第3章 知的財産をとりまく本県の現状	14
1 県内経済の状況	14
(1) 商工業の概要	14
(2) 農業の概要	15
(3) 林業の概要	15
(4) 水産業の概要	16
2 本県の知的財産の出願登録状況	17
(1) 特許	17
(2) 実用新案	18
(3) 意匠	18
(4) 商標（地域団体商標）	19
(5) 植物新品種	19

3	県内企業における知的財産の状況と課題（企業アンケートの概要）	20
（1）	知的財産に関する関心度と出願・保有状況	20
（2）	知的財産に関する体制と研究開発	25
（3）	知的財産への取組みの課題	28
4	本県の知的財産推進における課題	30
（1）	本県の知的財産権のシェアの低位と大企業等の寡占	30
（2）	県内中小企業の知的財産に対する関心の低さ	30
（3）	県内中小企業の知的財産への戦略的取組みの遅れ	30
（4）	県内中小企業の知的財産に関する体制や人材の不足	30
（5）	研究開発体制の未整備	30
（6）	県産品のブランド化と知的財産の活用の重要性	31
（7）	海外でのビジネス展開を踏まえた知的財産の保護の重要性	31
第4章	推進方策の目標と5つの柱	32
1	推進方策の目標	32
2	目標達成のための推進方策の5つの柱	32
（1）	知的財産についての理解向上に努める	32
（2）	知的財産の創造に向けた多様な支援を展開する	32
（3）	知的財産が適切に保護されるよう、きめ細かな支援を行う	32
（4）	知的財産の活用を促進し新たな利益の創出を図る	33
（5）	県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用を促進する	33
第5章	知的財産についての理解向上のための方策	34
1	中小企業、自治体等における人材育成	34
2	相談体制の強化	35
3	知的財産に関する専門家派遣	35
第6章	知的財産の創造に向けた支援	36
1	地域における知的財産の創造の支援	36
（1）	中小企業による商品企画や研究開発に当たっての技術調査の支援	36
（2）	研究開発・商品開発のための資金の支援	36
（3）	技術的な支援の充実	36
（4）	企業や生産者のニーズの掘り起こしとそれに応じた支援	37
（5）	発明・創造の奨励・振興	37
2	知的財産の創造に向けた産学官連携の推進	38
（1）	産学官連携による共同研究開発の促進	38
（2）	学術研究機関の知恵の活用	38

3	地域ブランドの確立と知的財産の活用	4 0
(1)	商標などの知的財産権を活用したブランド化の推進	4 1
(2)	「食材王国みやぎ」の推進と連携した「食」のブランド品の創出	4 2
(3)	本県産農林水産物のブランド化促進	4 2
(4)	「スマイルあったか宮城」の観光イメージづくり	4 3
(5)	「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を活用した情報収集	4 3
(6)	アンテナショップによる情報発信と収集	4 3
(7)	農林水産物のオリジナル品種の育成と技術開発の推進	4 4
(8)	地域特産品の認証	4 4
(9)	宮城県伝統的工芸品の指定	4 4
第7章	知的財産が適切に保護されるための方策	4 5
1	知的財産の権利化の支援	4 6
2	知的財産に関連した権利等の保護の支援	4 6
3	商標を活用した商品やサービスの保護	4 6
4	特許庁の特許に関する料金の優遇制度等の活用	4 7
5	県有品種判定技術の確立	4 7
6	産地識別技術の確立	4 8
7	農産物知的財産権保護ネットワークの活用による情報収集	4 8
8	品種保護Gメンとの連携	4 8
9	様々な方法で自社の商品やサービスを保護する	4 8
10	海外における知的財産権の保護に係る支援	4 9
第8章	知的財産を活用した新たな利益の創出のための方策	5 1
1	事業化への支援	5 2
2	販路開拓等支援	5 3
3	観光キャッチフレーズとシンボルマーク商標の活用	5 3
4	地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用	5 3
5	未利用特許の活用の促進	5 4
6	マッチング支援	5 4
7	インキュベーション施設による事業展開の支援	5 5
8	事業化に必要な資金の支援	5 5
第9章	県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用	5 6
1	県有知的財産の状況	5 6
(1)	特許出願件数	5 6
(2)	県有特許の保有件数	5 7

(3) 県有特許の実施許諾契約状況	5 7
(4) 県育成登録品種の状況	5 8
2 県試験研究機関による知的財産の創造・保護・活用	6 0
(1) 総合調整の強化	6 0
(2) 行政施策に連動した研究開発の推進	6 0
(3) 企業や生産者のニーズに対応した研究開発の推進	6 0
(4) 知的財産の活用を見据えた研究開発	6 0
(5) 共同研究、受託研究における成果の取扱いの明確化	6 0
(6) 職務発明に関する各種手続、特許出願の迅速化	6 0
(7) 研究職員の知的財産研修の充実	6 1
3 県有知的財産の活用の促進	6 1
(1) 県有知的財産の効果的な活用	6 1
(2) 特許流通アドバイザーとの連携	6 1
(3) ホームページによる情報発信	6 1
(4) 特許流通データベースの活用	6 2
(5) 農林水産知的財産ネットワークの活用による連携強化	6 2
4 効果的な試験研究活動と成果普及の総合的な推進	6 2
(1) 行政施策・事業担当における取組み	6 2
(2) 試験研究機関・研究担当等における取組み	6 3
5 知的財産に関する支援体制の整備充実	6 3
第10章 推進方策の推進体制	6 4
1 知的財産の創造・保護・活用を踏まえた産業政策の事業展開	6 4
2 全庁推進組織の設置	6 4
3 関係機関団体との連携とネットワーク構築	6 4
4 知的財産の専門人材の育成と確保	6 4
5 知的財産に関する支援体制の整備充実	6 4
6 推進方策の機動的な見直し	6 4

(巻末)「宮城県内の知的財産支援機関マップ」

序章 推進方策の策定に当たって

1 策定の趣旨等について

近年、経済のグローバル化はますます進展し、物や財やサービスが国境を越えて盛んに取引されるようになり、国内においても物流の効率化と情報化の進展などにより、商品やサービスについての情報や選択の機会が増え、国内外で競争が激化している。

また、様々な製品の高機能化、高性能化が進む中、さらなる技術革新の加速により、先進的な技術で市場で優位にある製品が、その後の技術の進歩によって優位性が失われ、技術が一般化（コモディディ化）するスピードも速まり、技術開発の面でも競争は激化している。

さらに、物やサービスに対する消費者の要求は多様化し、他と差別化できる魅力や特色が不可欠となりつつあり、品質面だけでなく、イメージ、ブランドでアピールしていく商品企画・販売戦略も重要になってきている。

このような厳しい競争の時代にあって、本県産業が勝ち残り、企業・生産者の業績を最大限に向上させていくためには、独自の技術や付加価値を持った商品やサービスの開発が不可欠であり、それを知的財産として戦略的に保護・活用していくことが、極めて重要な課題である。

本方策では、国や大学、企業、支援団体等との連携と役割分担を踏まえ、本県産業が知的財産を戦略的に活用しつつ、持続的な成長を遂げていくため、短期的（2～3年）に取り組むべき方策について定めたものである。

2 推進方策の位置付け

本方策は、県政運営の基本的な指針として平成19年3月に策定された「宮城の将来ビジョン」の個別計画として位置付けられるもので、「宮城の将来ビジョン」に掲げられた県政運営の理念「富県共創！活力と安らぎの邦づくり」の実現に向け、本県の産業振興を推進していく上での、知的財産の創造・保護・活用の各ステージにおける推進の方策を示すものである。

3 推進方策の推進の基本的な考え方

本方策の策定に当たってはその位置付けも踏まえ、特に以下の考え方により推進していくこととする。

- (1) 中小企業や生産者における知的財産を戦略的に活用した事業の推進のために、知的財産に関する専門家や経験者の知恵と経験の活用を図る。
- (2) 中小企業や生産者のための現行の支援制度や、今ある地域の資源を最大限活用する。
- (3) 知的財産に関連する課題は中小企業や生産者にとって多種多様であり、それぞれの局面に対応した支援を行い、事業の推進を強力に支援する。
- (4) 知的財産はそれ自体が目的ではなく、事業創出・強化のためのツールなので、中小企業や生産者に対する支援施策や事業の効果的推進の中で、その活用、事業化支援を進める。
- (5) 地域資源の最大限の活用、支援策の効果的運用のため、また、県行政全般の推進に当たり、知的財産の効果的活用を行いうるよう、知的財産に関する職員の知識向上と、活用能力の向上を図る。
- (6) 庁内の推進体制を明確化するとともに、内外の様々な知的財産関連機関との連携とネットワーク化により支援体制の強化と効率化を図る。

第1章 知的財産とは

知的財産¹とは下記のものについていう。

以下に、知的財産の活用に当たり、特に留意すべき経営資源（収益の源泉）としての特質、財産権としての特質、公開性等について記す。

- ① **特許，実用新案，意匠，植物の新品種，著作物など**，人間の創造的活動により生み出されるもので，産業上利用可能なもの。
- ② **商標，商号など**，事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの。
- ③ **営業秘密など**，事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。

※ 上記のうち，特許庁の所管である**特許，実用新案，意匠及び商標**に関する**権利を産業財産権**という。

知的財産は創造的なアイデアや努力，営業活動の積み重ねによって得られるものであり，そのオリジナリティや信用によって収益の源となりうるものである。

その一方で，知的財産は他者による模倣が容易であるという面を有している。もし無制限に模倣が許され，模倣者も収益を得ることができるとすれば，得られるはずの収益が奪われてしまい自ら知的財産を生み出した努力が報われないこととなってしまふ。そのため，特許法やその他の法律によって知的財産権として保護し，知的財産権を利用できるのは権利者と権利者から許諾を得た者に限ることとしている。

同時に，知的財産権の内容は原則として公開特許公報やその他の公報などによって一般に公開される。この公開された内容が特許などの技術に関する情報の場合は，技術内容が広く知られることによって，これを土台にさらなる技術の発展が促進されることとなる。公開された内容が意匠（デザイン）や商標などの場合

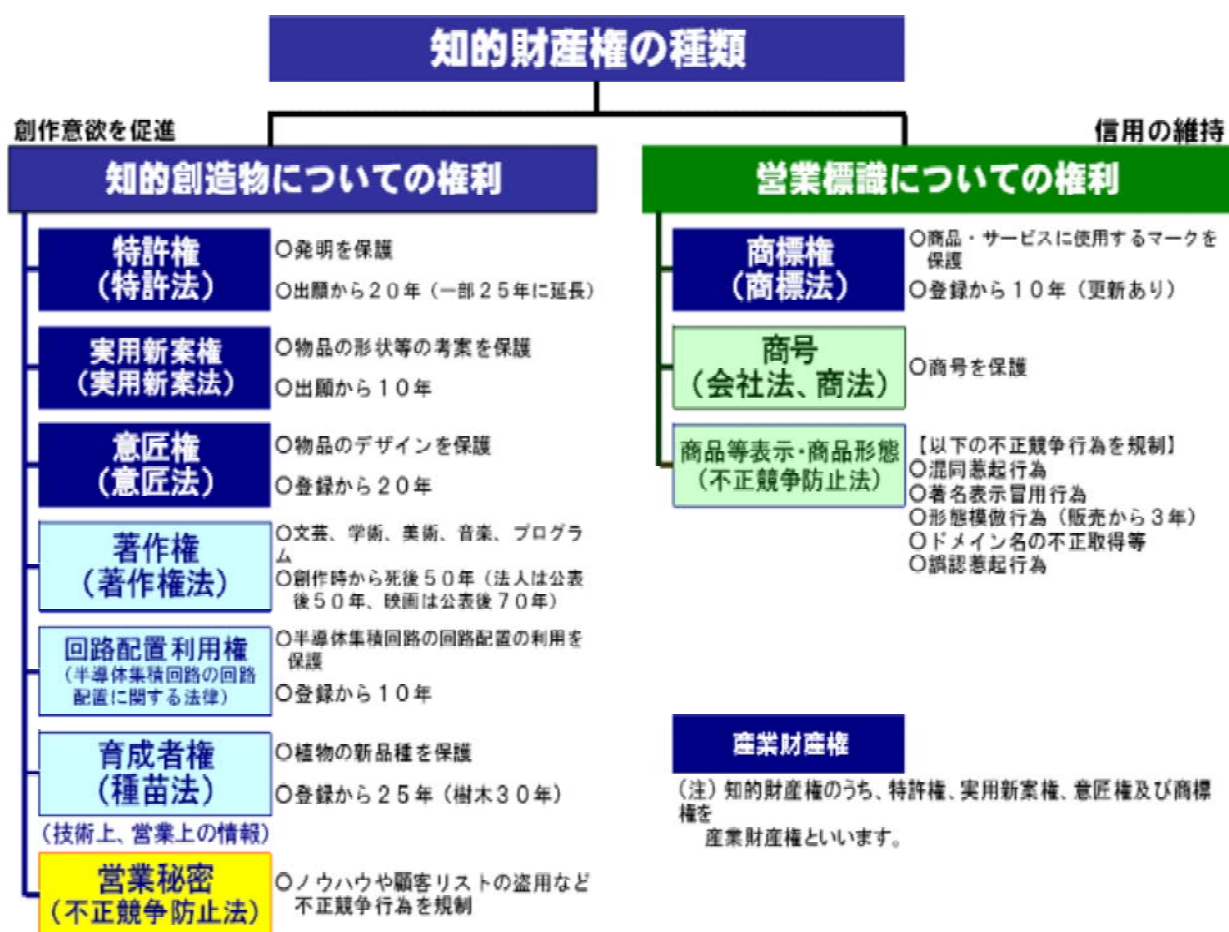
1 **知的財産** 知的財産基本法の第2条において、『「知的財産」とは，発明，考案，植物の新品種，意匠，著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であつて，産業上の利用可能性のあるものを含む。），商標，商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。』とされている。

また，「知的財産権」とは同条第2項において，「特許権，実用新案権，育成者権，意匠権，著作権，商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。」とされている。

は、公開することによって同様のものが重複して生み出されることを防ぐことができる。

このように、知的財産権は、権利者に産業上の利用を独占させる代わりに、その内容を一般に公開するという特質を有している。

また、営業秘密（ノウハウ）のように知的財産権として権利化せずに秘密として保護されるものもある。この営業秘密についても自らの経営資源として戦略的に活用すべきであることから知的財産とされている。



資料：特許庁ホームページ

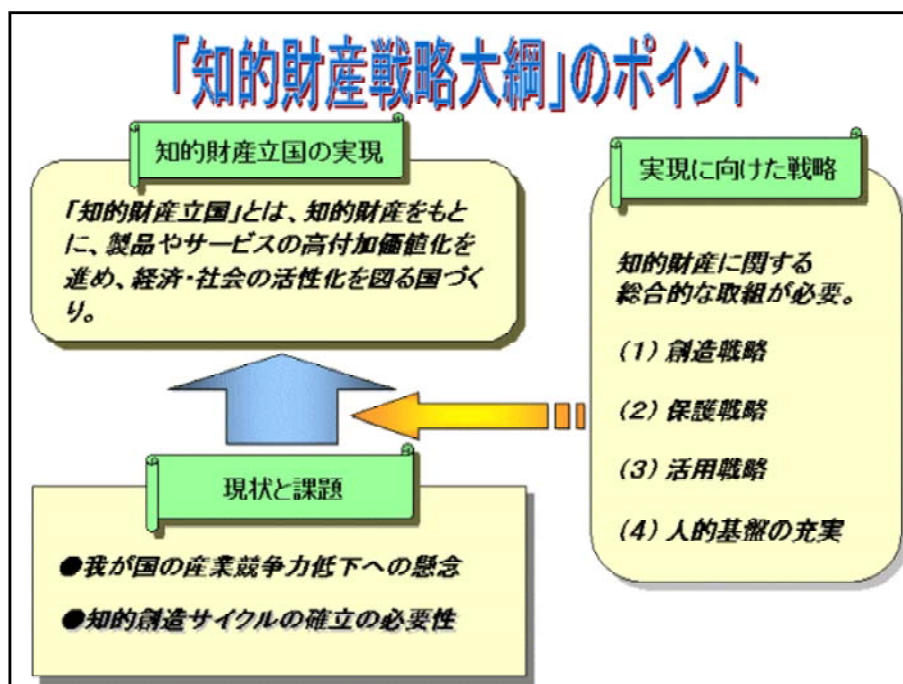
第2章 知的財産をとりまく状況と知的財産活用推進方策

1 アメリカのプロパテント政策

国を挙げての知的財産への戦略的取組みはアメリカにおいて先行し、昭和60年の「ヤング・レポート」においてプロパテント政策²を打ち出し、企業や大学の知的財産の創造と保護を強力に推進したことで、情報通信技術（IT）やバイオテクノロジーに代表される技術革新に基づくビジネスで世界経済をリードし、空前とも言われる好景気の原因となった。

2 日本における知的財産戦略

国においても、平成14年2月に知的財産戦略本部を設置し、同年7月には科学技術や文化などの幅広い分野において豊かな創造性にあふれ、その成果が産業の発展と国民生活の向上へつながっていく、世界有数の経済・社会システムを有する「知的財産立国」とすることを目指した「知的財産戦略大綱」が策定された。



(出典) 知的財産戦略本部のホームページ³

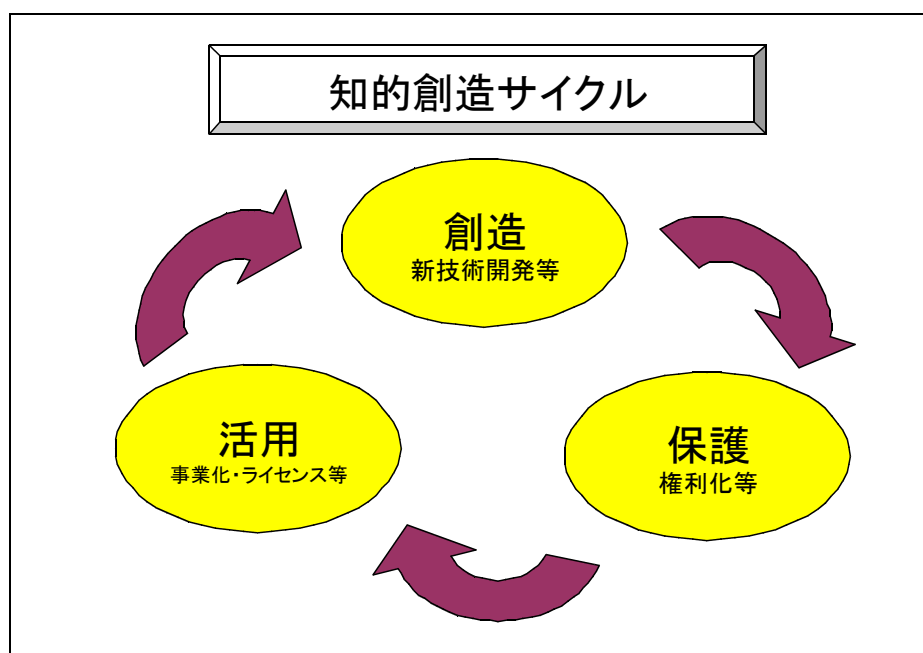
2 プロパテント政策 知的財産の保護を重視し、産業競争力の強化を図ろうとする政策。

3 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>

その後、平成14年12月には「知的財産基本法」が制定されるとともに、「知的財産戦略本部」が設置され、平成15年7月には「知的財産の創造・保護・活用に関する推進計画」が決定された。以後、同推進計画は毎年更新され、各年度の具体的な到達目標を設定し計画の推進が図られるなど、「知的財産立国」に向けた集中的な取組みが行われている。

3 地方公共団体の責務と知的創造サイクル

「知的財産基本法」第6条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、知的財産の創造、保護及び活用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されており、地方公共団体における、知的財産の創造→保護→活用を強力に推進していくための「知的創造サイクル」の確立に向けた取組みが求められている。



4 知的財産活用推進の重要性

国内経済は以前として景気回復の足どりが重い中であって、経済のグローバル化が進み、低コスト低価格を武器に中国を始めとする東アジア諸国の経済が台頭し、国内製造業の空洞化が深刻な状況にある。一方、国内市場においても新技術開発、コストダウン、高品質化、環境への配慮、あるいは消費者に受け入れられるユニークな商品やサービスなど、市場の要求水準は高まる一方であり、企業や生産者においては不断の研究開発、生産技術改良、商品開発等によってこれらの要求に応え続けなくてはならない。

このような中、企業や生産者の経営戦略を考える上で、知的財産の創造・保護・活用は以前にも増して重要となっている。

(1) 知的財産については知ること自体が重要

知的財産に関する関心や権利意識が高まってきており、他者の知的財産に対する認識がないと、思わぬところで権利侵害として警告されることになりかねない。自身が積極的に技術開発、商品開発等を行い、知的財産の創造・保護・活用により自らの事業を守るためにも知的財産について知ることが重要である。

(2) 知的財産は経営戦略上の各局面において重要

製品開発等に当たっては、新たな技術開発に関連する特許等の状況や技術動向等の調査を十分に行い、マーケティングや経営戦略により製品開発のターゲットを見定め、また、自社で開発すべき技術か、又は他社からのライセンスを受けるべき技術かを明確にするなど、的確な戦略をもって取り組むことが競争力の確保の上で極めて重要である。

(3) 知的財産は自社が開発した技術を保護し利益を守るために重要

自社の技術は特許等の知的財産権によって保護することにより、他社の模倣を防止することができるだけでなく、他社にライセンスを行うことでの活用も可能である。逆に他社に1日でも先に出願されてしまうと立場は逆転し、ライセンスを得なければならなくなることから、速やかに対応することが重要である。

特許出願をするとその内容は公開特許公報により公表され、インターネットの特許電子図書館で世界中から閲覧可能となることから、これを前提とした対

応が重要であり、技術の内容によっては、企業秘密としてブラックボックス化によって保護する戦略も有効である。

(4) 知的財産は先端技術に限らず幅広いビジネスにおいて重要

知的財産というと先端技術を想像しがちであるが、思いがけないアイデアが大きなビジネスに結び付く可能性もあり、それを知的財産として戦略的に活用できるかどうかことが事業における大きな分かれ目となる。また、技術が安定している分野では意匠や商標を活用して商品・サービスの差別化を行うことも重要である。

(5) ブランド化の推進のためにも知的財産は重要

地域の商品やサービスをブランド化することによって競争力あるものにしようとする取組みが盛んになってきている。ブランド化に当たっては品質や信頼性が基本となることはいままでのないが、商標などの知的財産を活用することで、商品名やシンボルマークなどの模倣を防止し、ブランドを保護することが極めて有効であり、重要である。

特に技術的に成熟した分野の商品や製品のブランドは、定番物として長く売り続けることができ、この場合も商標による保護が非常に重要である。

(6) 農林水産植物の新品種も知的財産により保護していくことが重要

農林水産植物の新品種は種苗法の品種登録により権利保護がされるが、近年、海外で無許諾栽培された品種が国内に流入するケースが相次いで発覚し、問題となっている。このような状況に対応すべく、種苗法や関税定率法などの改正による権利侵害に対する対応の強化に加え、品種のDNA鑑定などの技術も進歩してきていることから、これらにより権利保護を図ることも重要である。

さらに、ブランド化の取組みや商標制度の活用などにより、永続的な付加価値をもたらすことが可能となる。

(7) 海外でのビジネス展開においても知的財産により保護していくことが重要

近年、中国、台湾等において日本の地名や地域ブランド等が第三者により出願登録される事例が相次いでおり、海外でのビジネス展開を図る上で支障が生じるリスクが増加するなど、全国的な問題となっている。

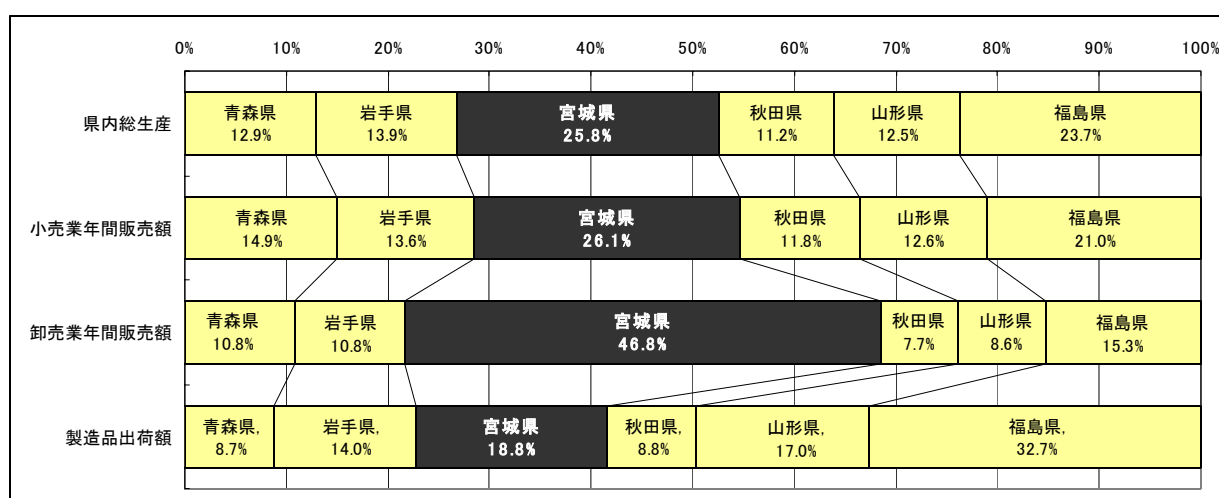
このような状況に対応すべく、各国の知的財産権制度を理解し、権利侵害の調査や海外出願等により権利保護を図っていくことが非常に重要である。

第3章 知的財産をとりまく本県の現状

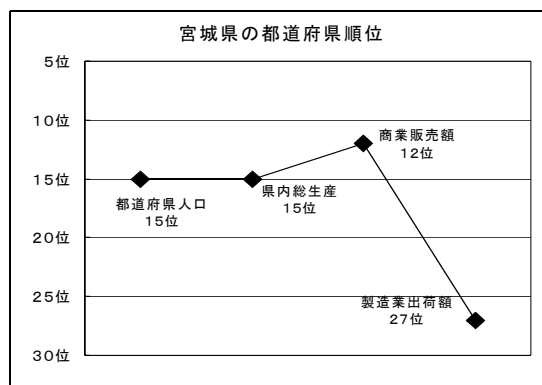
1 県内経済の状況

(1) 商工業の概要

本県の経済指標を東北6県に占める割合で比較すると、県内総生産が25.8%、小売業年間販売額が26.1%、卸売業年間販売額が46.8%を占めて東北の商業・流通の中心であるのに対し、製造品出荷額は福島県の32.7%を下回る18.8%となっており、工業よりも商業優位な状況にある⁴。



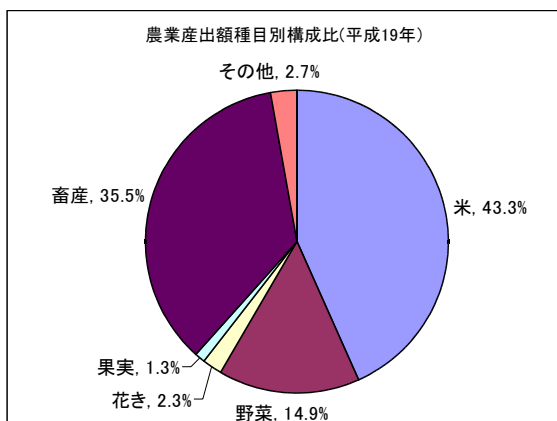
全国の都道府県順位で見ると、人口、県内総生産は15位なのに対し、小売業販売額に卸売業販売額を加えた商業販売額は10兆6,014億円で12位であり、製造業出荷額は3兆5,516億円で27位となっている。



⁴ 県内総生産：県民経済計算年報（平成17年度）、小売業販売額及び卸売業販売額：商業統計表（平成17年）、製造品出荷額：工業統計〔従業者4人以上の事業所〕（平成19年）

(2) 農業の概要

本県の平成19年の産出額⁵は、1,832億円と全国第19位であり、その43.3%を米（ひとめぼれ、ササニシキ等）が占め、野菜（いちご、きゅうり、ほうれんそう、ネギ、トマト等）が14.9%で、花き（きく、ばら、カーネーション等）や果実（りんご、なし等）の割合はそれぞれ2.3%、1.3%と低い。また、畜産が35.5%を占めている。

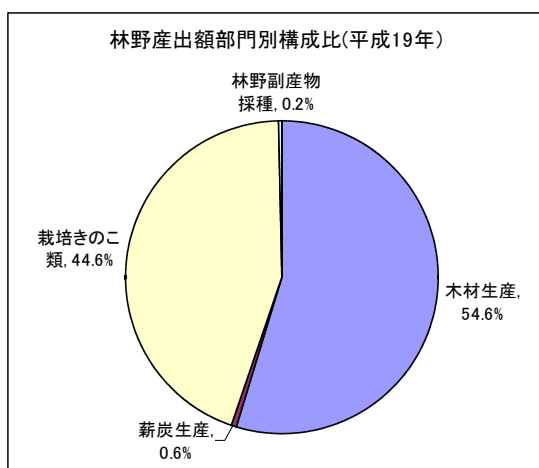


区分別産出額と全国順位

区分	産出額	全国順位	
米	794億円	7位	
園芸	野菜	273億円	28位
	花き	43億円	28位
	果実	23億円	42位
畜産	651億円	12位	
その他	48億円		
合計	1,832億円	19位	

(3) 林業の概要

本県の平成19年の産出額⁶は、90.3億円と全国第15位にあり、その54.6%を木材生産（スギ、ヒノキ等）が占め、栽培きのこ類（シイタケ、ナメコ等）が44.6%となっており、この2区分で99.2%と大部分を占めている。



区分別産出額

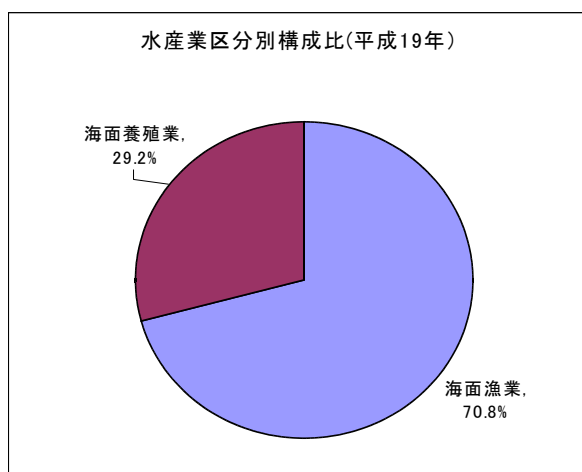
部門	産出額
木材生産	49.3億円
薪炭生産	0.6億円
栽培きのこ類	40.3億円
林野副産物採種	0.1億円
合計	90.3億円

5 平成19年農林水産統計

6 平成19年農林水産統計

(4) 水産業の概要

平成19年の海面漁業と海面養殖業の産出額合計⁷は808億円と全国第5位であり、その70.8%を海面漁業（まぐろ類，かつお，さんま，かじき類等）が占め、海面養殖業（かき，のり，ほたてがい，わかめ等）が29.2%を占めている。



区分別産出額と全国順位

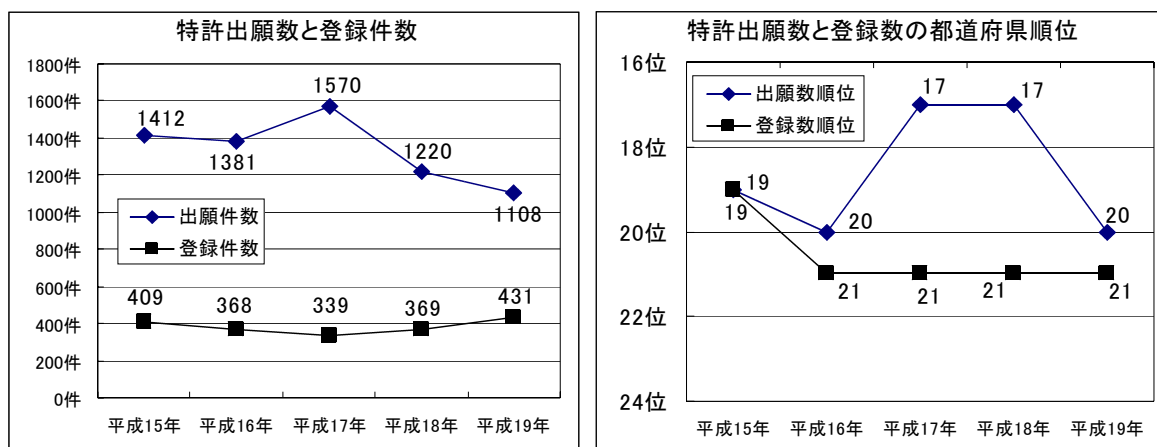
区分	産出額	全国順位
海面漁業	572億円	4位
海面養殖業	236億円	7位
合計	808億円	5位

7 平成19年農林水産統計

2 本県の知的財産の出願登録状況⁸

(1) 特許

本県の特許の出願及び登録件数は、おおむね20位前後で推移しており、全国中位にある。なお、平成19年の全国の特許出願数は396,291件で、本県の割合は0.3%である。



また、平成19年中に特許出願された本県出願法人の数は280法人であり、そのうち特許出願件数の多い上位10法人は右表のとおりとなっている⁹。

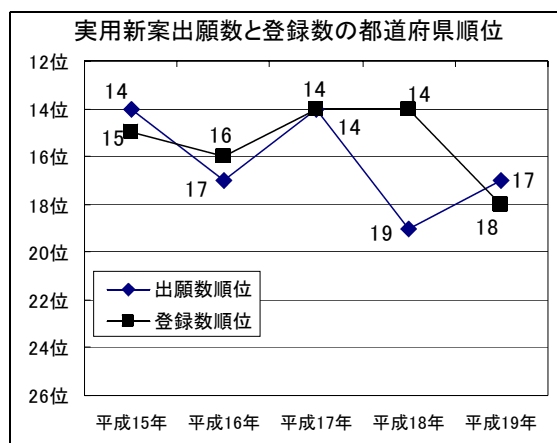
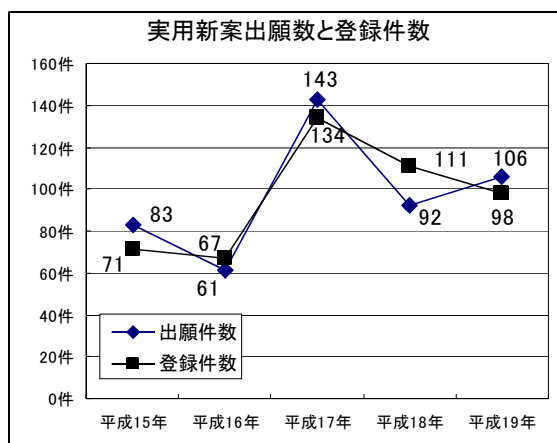
順位	出願者	本県出願法人件数全体に占める割合	
		割合	順位
1	NECトーキン株式会社	11.3%	25.3%
2	国立大学法人東北大学	22.9%	
3	東北リコー株式会社		
4	アイリスオーヤマ株式会社		
5	株式会社仙台ニコン		
5	株式会社東北テクノアーチ		
7	株式会社日本セラテック		
7	株式会社イデアルスター		
9	ワイズ・ソリューション株式会社		
9	株式会社エコ・パワー		

⁸ 特許，実用新案，意匠，商標のデータは，特許庁「特許行政年次報告書」各年版による。

⁹ 東北経済産業局特許室調べ。

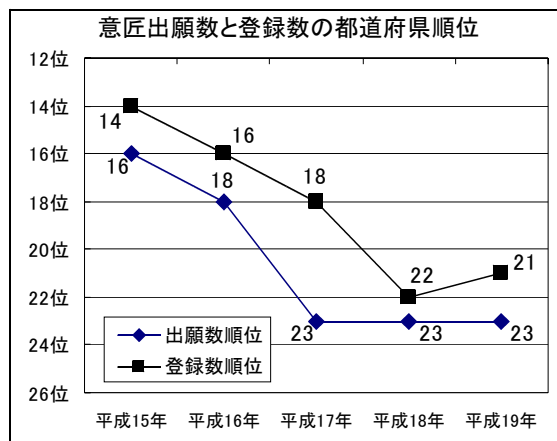
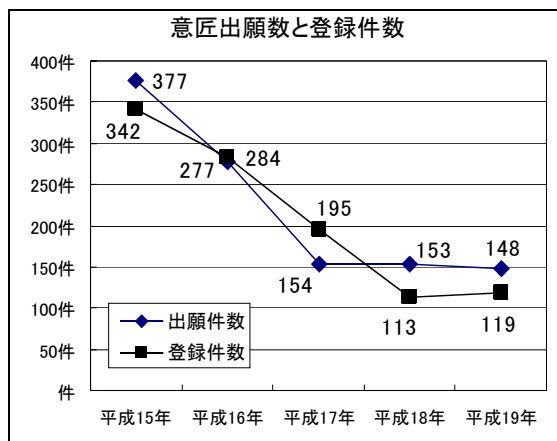
(2) 実用新案

本県の実用新案権の出願及び登録件数は、年によって変動はあるが、全国順位は特許よりも上位の傾向にある。なお、平成19年の全国の実用新案出願数は10,315件で、本県の割合は1.0%である。



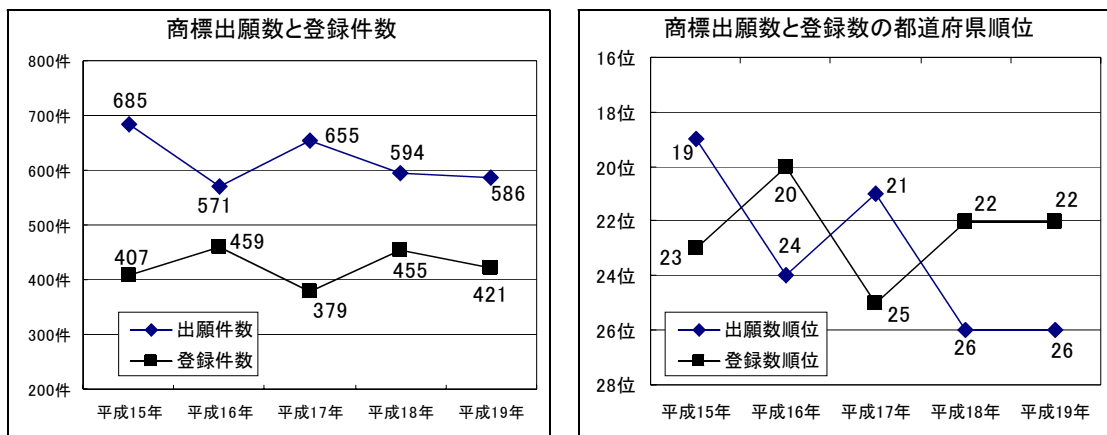
(3) 意匠

本県の意匠の出願及び登録件数は、平成15年をピークに件数、都道府県順位とも年々低下の傾向にある。なお、平成19年の全国の意匠出願数は36,544件で、本県の割合は0.4%である。



(4) 商標（地域団体商標）

本県の商標出願数、登録件数及び都道府県順位は年ごとに変動している。なお、平成19年の全国の商標出願数は143,221件で、本県の割合は0.4%である。



また、平成18年4月から導入された地域団体商標（地域ブランド）については、全国で411件（平成21年1月現在）の登録があり、うち本県の登録件数は下記の4件で、全体の1.0%である。

（本県における地域団体商標の登録状況）

商標(よみがな)	出願人
仙台味噌(せんだいみそ)	宮城県味噌醤油工業協同組合
仙台みそ(せんだいみそ)	宮城県味噌醤油工業協同組合
仙台牛(せんだいぎゅう)	全国農業協同組合連合会
仙台黒毛和牛(せんだいくろげわぎゅう)	全国農業協同組合連合会

(5) 植物新品種

農林水産省の品種登録のホームページ¹⁰で検索したところ、平成21年1月9日までに登録された17,242品種のうち、登録権者が宮城県内のものは98品種で、全体の0.6%である。

10 品種登録のホームページ <http://www.hinsyu.maff.go.jp/>

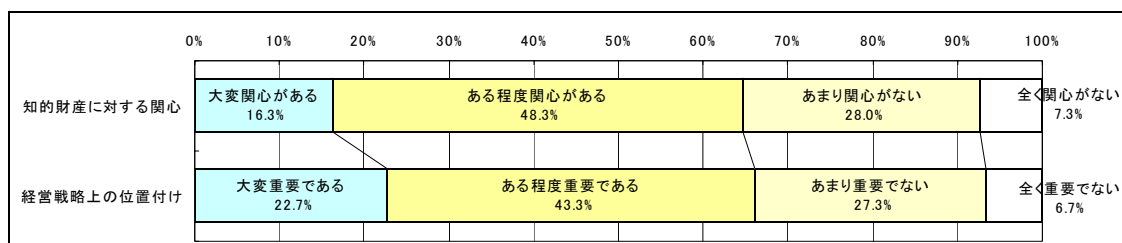
3 県内企業における知的財産の状況と課題（企業アンケートの概要）

県内企業における知的財産の現状を把握するため、県内製造業の知的財産についての取組みの現状や課題等についてアンケート調査を行った¹¹。以下はその概要である。

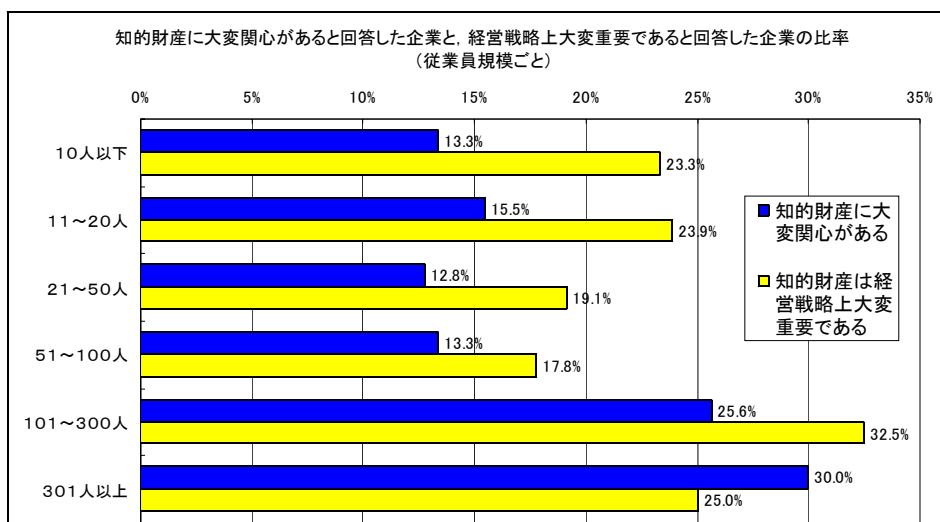
（1）知的財産に関する関心度と出願・保有状況

① 知的財産に対する関心度と経営戦略上の重要度

- 知的財産に対する関心度と経営戦略上の重要度については、大変関心があると回答した企業が16.3%、大変重要であると回答した企業が22.7%と関心度よりも重要度の方が高く、重要度は認識しつつも、自らの関心がそれよりも低いことを示している。



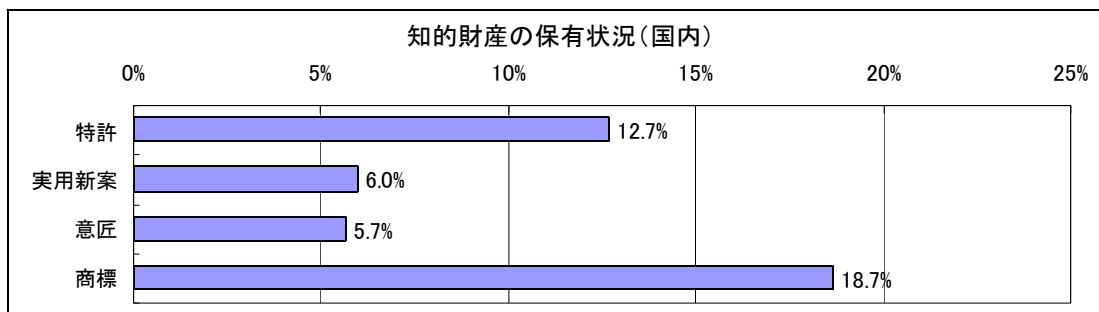
- なお、人数規模別に見ると、重要度以上に関心度が高いのは301人以上の企業のみである。また、100人以下の企業の関心度は10%前半と低く、重要度より5～20ポイント低くなっている。



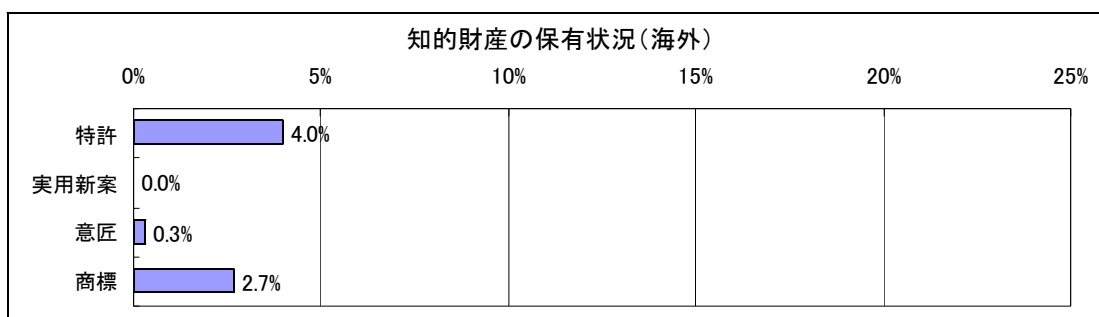
11 アンケート調査の概要 宮城県工場通覧（宮城県産業経済部発行）に掲載されている企業のうち、県内本社の企業に対して調査を実施（平成17年度）。840社に対して調査票を送付し、300社（35.7%）から回答を得た。

② 知的財産の保有状況

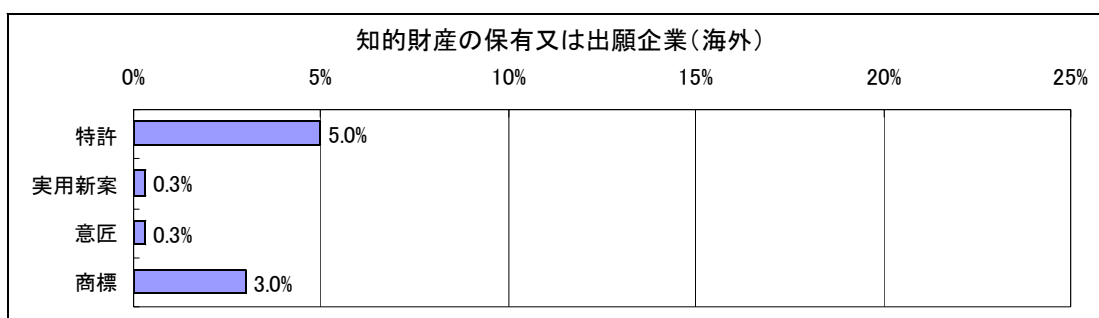
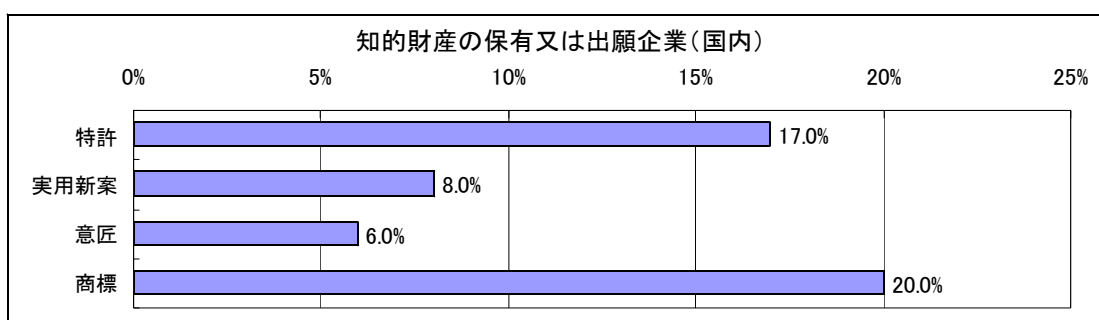
- 回答企業の国内の知的財産の保有状況はいずれも低水準にあるが、商標を保有しているのが18.7%と最も高く、次いで特許の12.7%である。



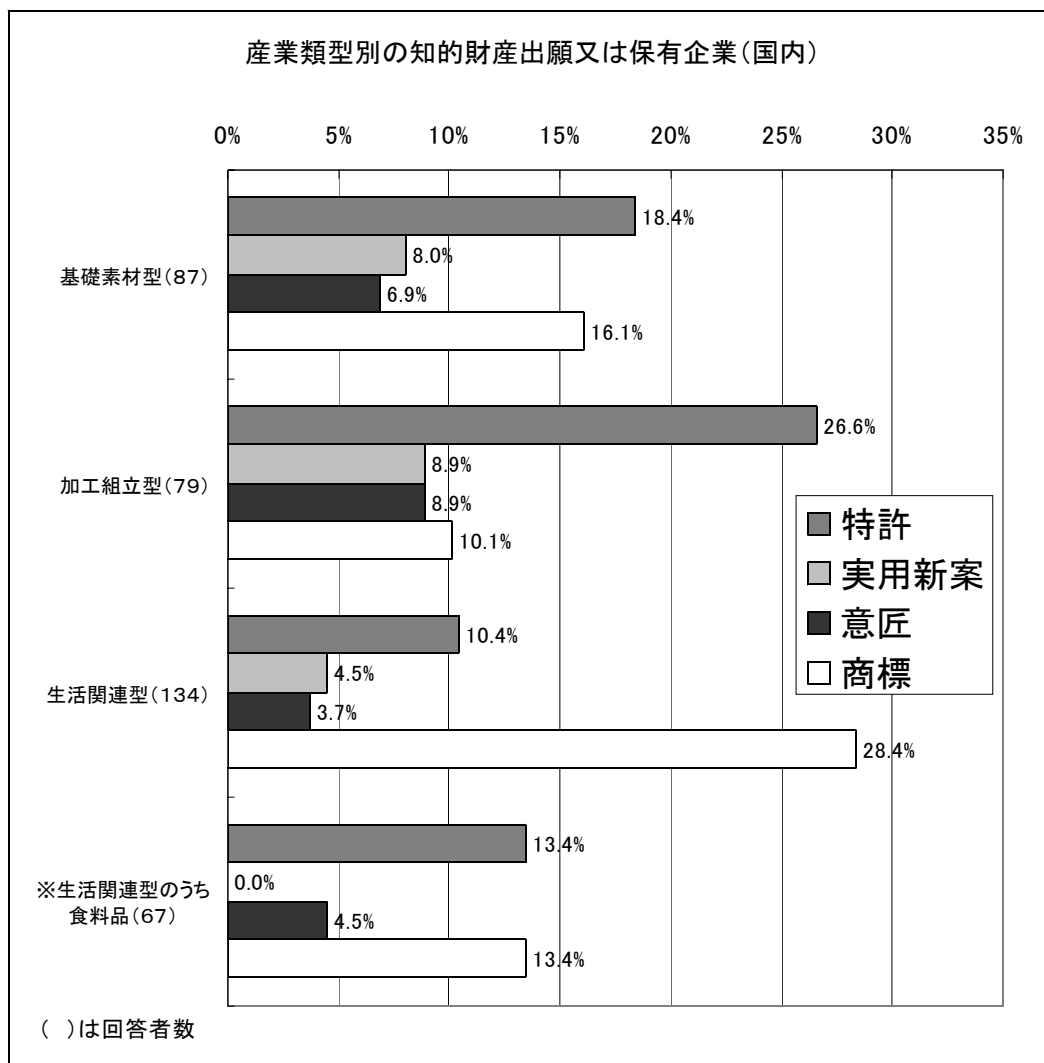
- また、海外の知的財産を保有している企業はさらに少なくなっている。



- なお、保有企業に出願のみを有する企業を加えても多少の上乗せとなる程度である。



- 国内の知的財産の出願又は保有の状況を見ると、産業種別ごとに特色があり、基礎素材型では特許と商標が同程度なのに対し、加工組立型では特許が重視され、生活関連型では商標が重視されており、さらに、生活関連型でも食料品に限ると特許と商標が同等に重視されている。また、実用新案や意匠は基礎素材型や加工組立型で比較的活用されている傾向にある。

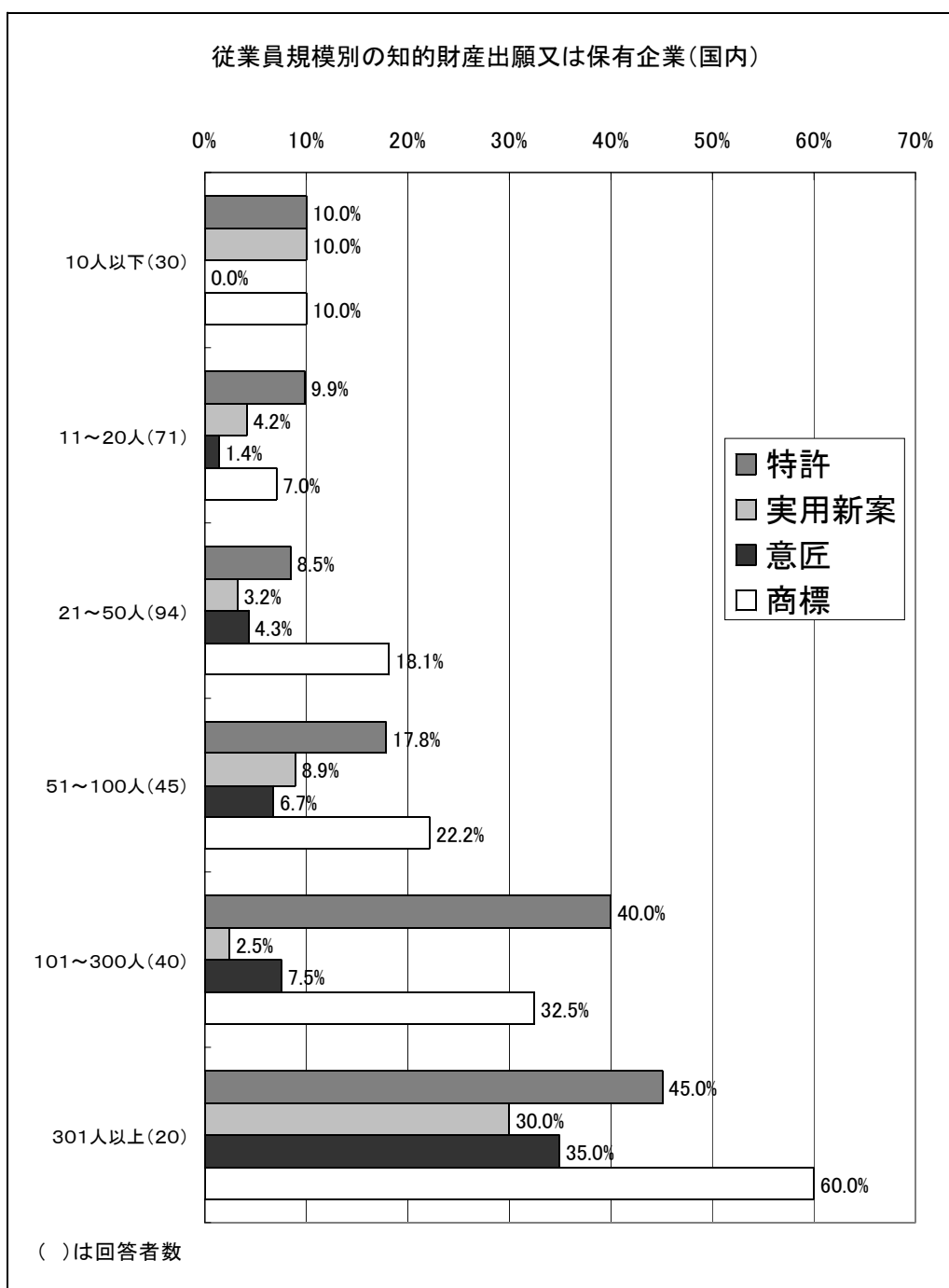


基礎素材型：パルプ・紙，金属製品，窯業・土石，化学，プラスチック，鉄鋼，非鉄金属，木材・木製品，ゴム製品，石油・石炭

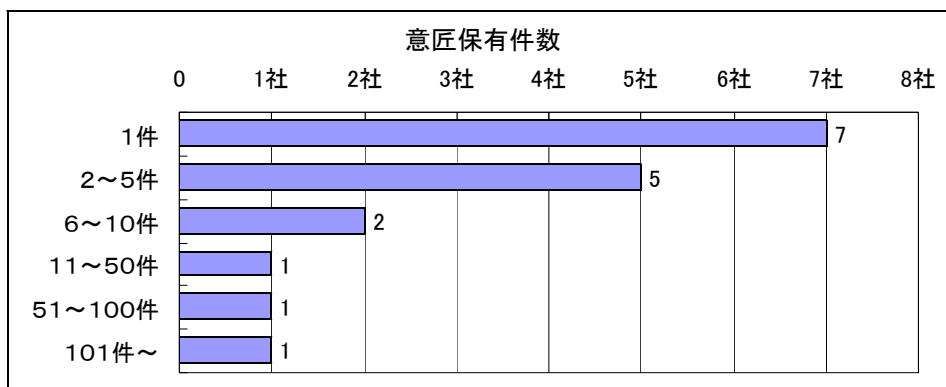
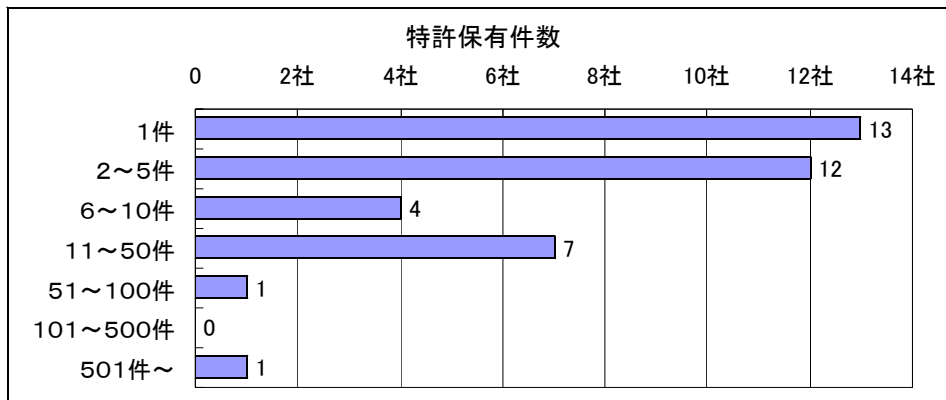
加工組立型：電子部品，電気機械，一般機械，輸送用機械，情報通信機器，精密機械

生活関連型：食料品，飲料・たばこ，印刷，衣服，家具・装備品，繊維，皮革製品，その他

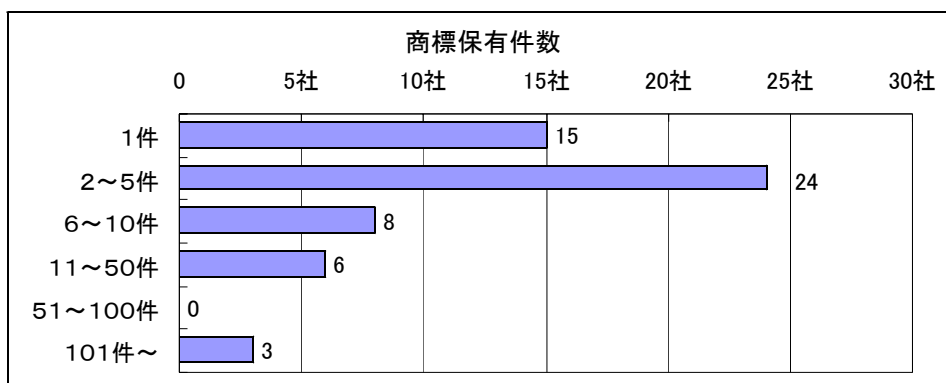
- 従業員規模別に国内の知的財産の出願又は保有の状況を見ると、人数規模の大きい企業ほど割合が高くなっており、特に特許は101人以上で、商標は301人以上で大きく割合が上昇している。また、301人以上の企業では実用新案や意匠の割合も高く、これらの権利を巧みに活用している。



- 国内特許と国内意匠の保有件数については、1件のみの企業が最も多く、次いで5件以下となっており、保有件数が僅少の企業が大部分である。



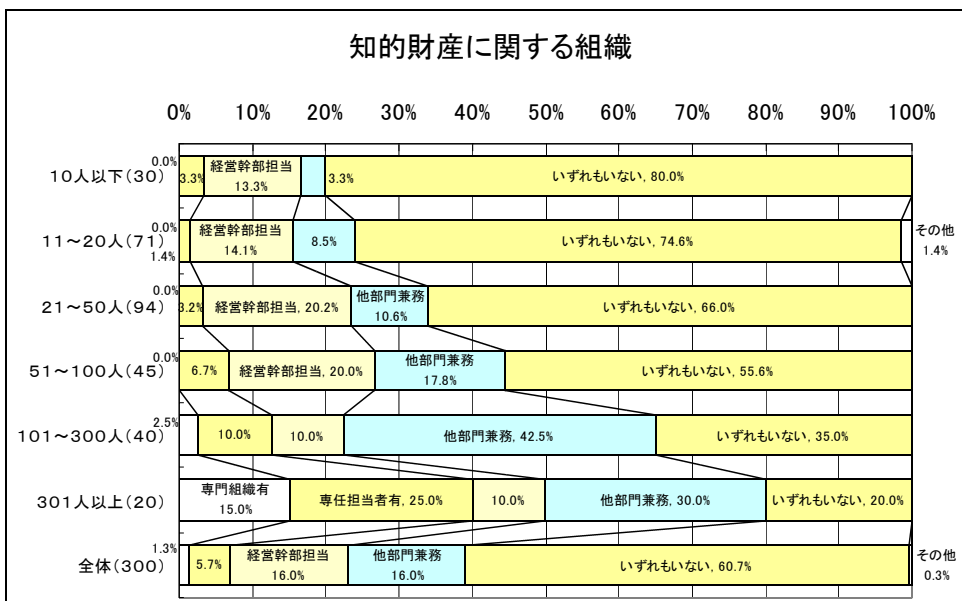
- 国内商標については、2~5件保有の企業が最も多く、次いで1件となっており、やはり保有件数が僅少の企業が大部分である。



(2) 知的財産に関する体制と研究開発

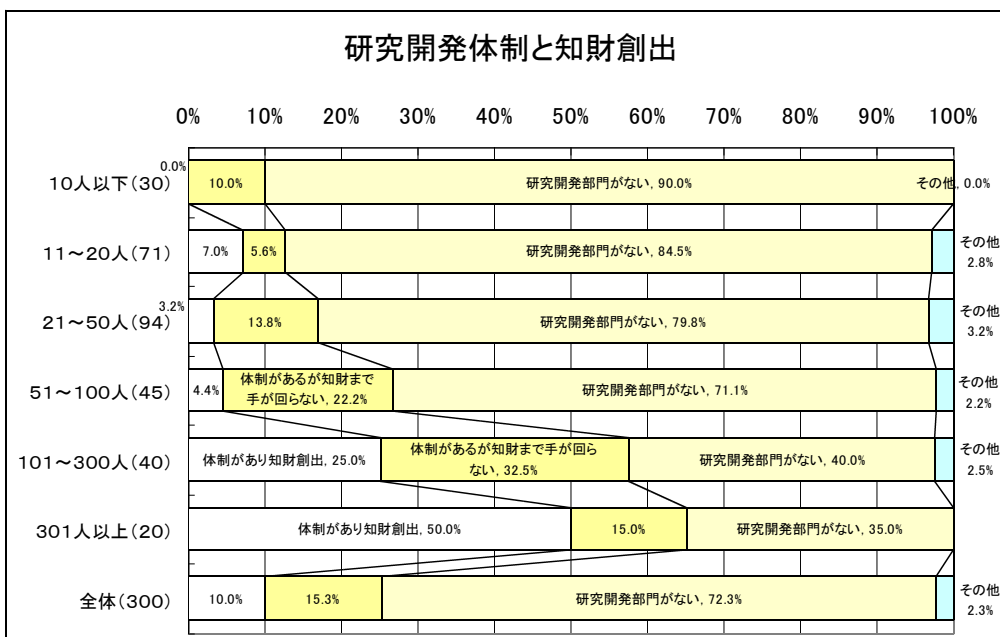
① 知的財産に関する組織について

- 知的財産に関する組織については、何らかの体制をとっている企業は39.0%であり、専門組織や専任担当者ありとする企業は7.0%であり、従業員規模が小さいほど組織体制を整えている企業は少ない。



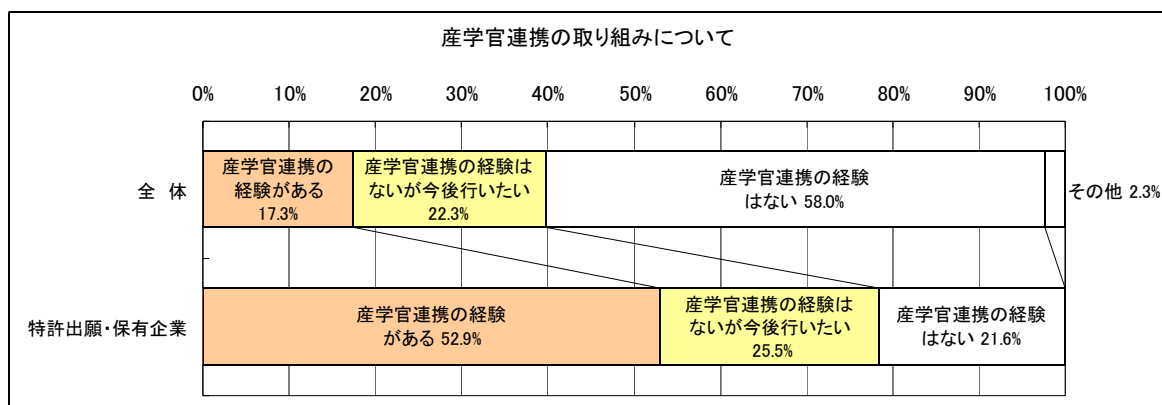
② 研究開発体制について

- 研究開発体制についても、72.3%の企業が「研究開発部門がない」と回答しており、研究開発型の企業が大変少ない現状にある。



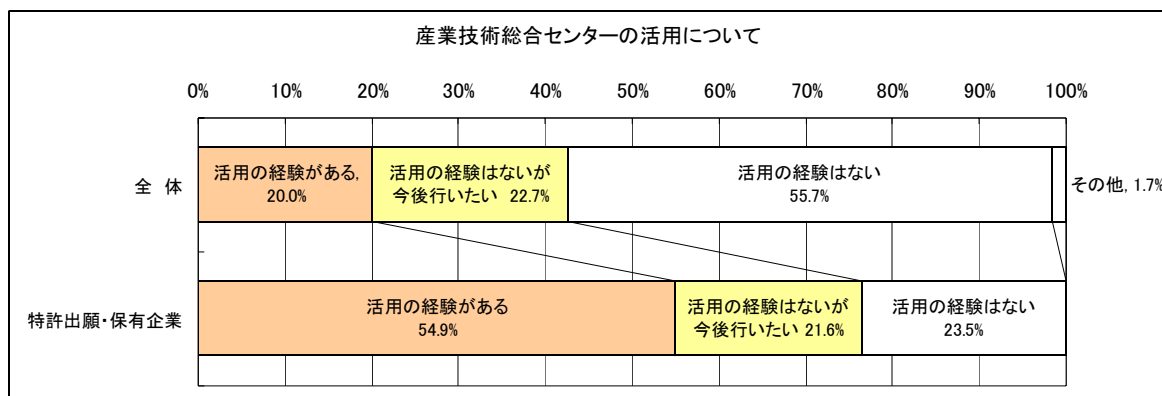
③ 産学官連携の取組みについて

- ・ 産学官連携の経験がある企業は17.3%であるが、今後行いたいという企業も22.3%あり、合わせて39.6%が産学官連携への関心を有している。
- ・ また、特許出願又は保有している企業では52.9%が経験があり、今後行いたいという企業も25.5%で、合わせて78.4%が産学官連携への関心を有しており、企業の特許出願・取得に対し産学官連携が大きな役割を果たしていることを示している。



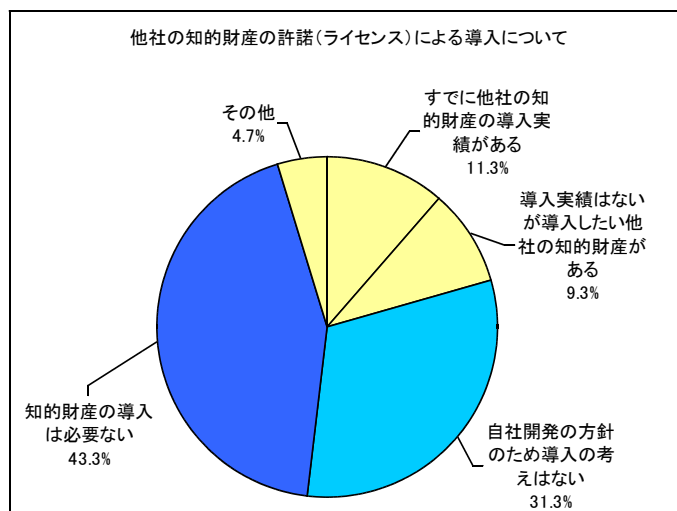
④ 産業技術総合センターの活用について

- ・ 県の産業技術総合センターの活用（技術支援、技術相談、共同研究など）の経験のある企業は20.0%であるが、今後行いたいという企業も22.7%あり、合わせて42.7%が産業技術総合センターの活用に関心を有している。
- ・ また、特許出願又は保有している企業では54.9%が経験があり、今後行いたいという企業も21.6%で、合わせて76.5%がセンター活用への関心を有しており、企業の特許出願・取得に対し産業技術総合センターが大きな役割を果たしていることを示している。



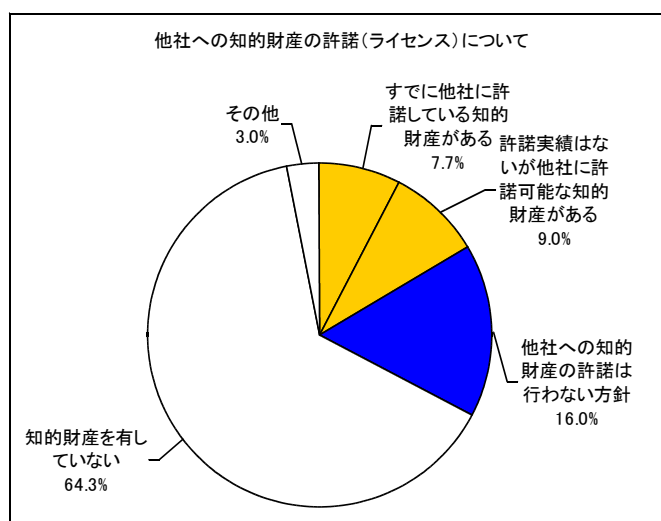
⑤ 知的財産の許諾（ライセンス）による導入について

- 導入実績があるのが11.3%，導入の意向があるのが9.3%なのに対し，導入の必要はないが43.3%となっている。なお，自社開発の方針のため導入の考えがないが31.3%である。



⑥ 他社への知的財産の許諾（ライセンス）について

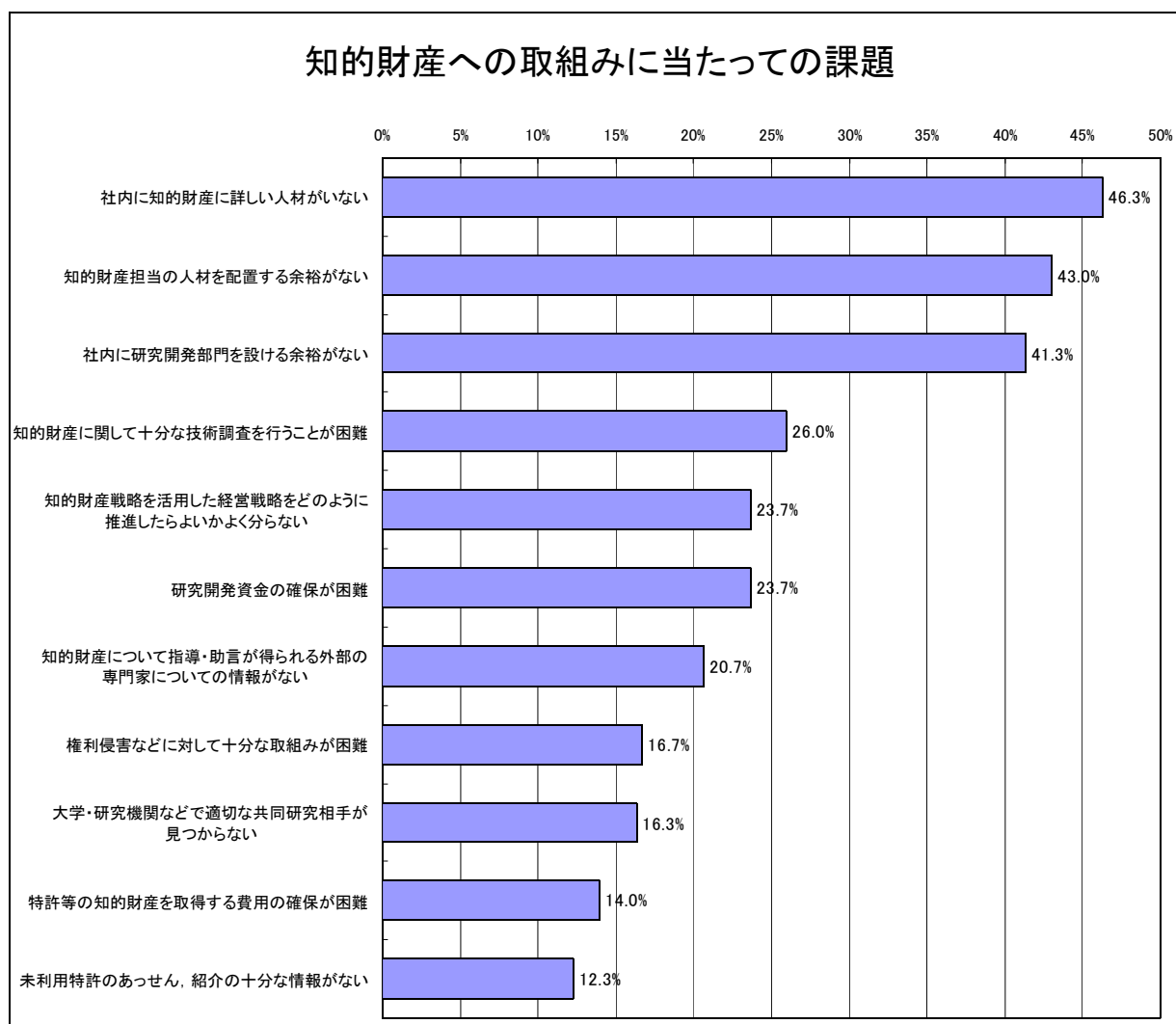
- 他社への許諾（ライセンス）については，知的財産を有していない企業を除くと，許諾実績がある（7.7%）と許諾可能（9.0%）の合計（16.7%）と，許諾を行わない方針（16.0%）とがほぼ同数となっており，企業の方針が2分している。



(3) 知的財産への取組みの課題

① 知的財産への取組みに当たっての課題

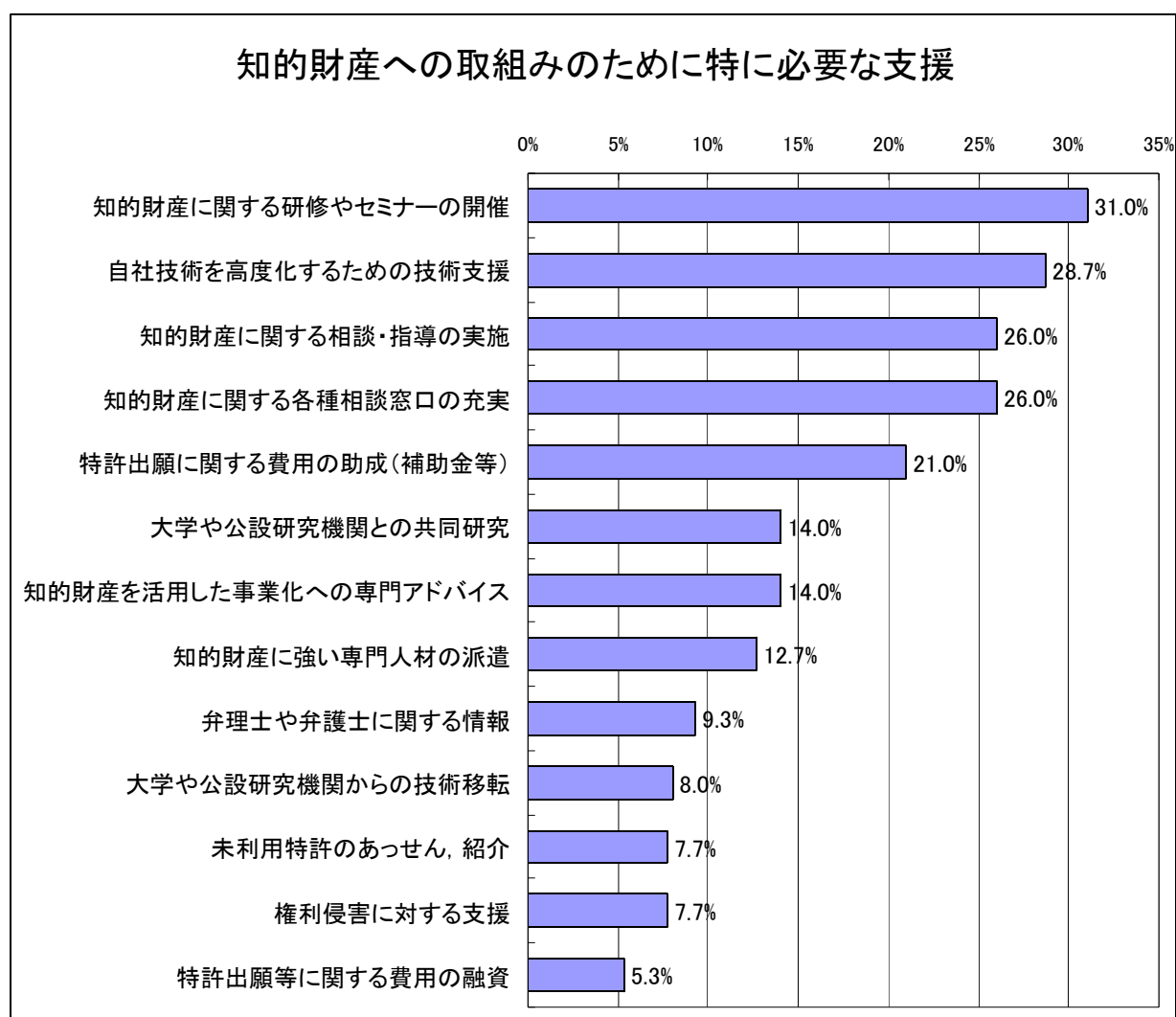
- ・ 知的財産への取組みに当たって企業で特に課題となっている点について複数回答で質問したところ、「社内に知的財産に詳しい人材がない」が46.3%で最も多く、次いで「知的財産担当の人材を配置する余裕がない」が43.0%で、知的財産に詳しい人材の不足が最も大きな課題となっており、さらに「社内に研究開発部門を設ける余裕がない」が41.3%で、自社の技術開発体制の強化が課題となっている。



② 知的財産への取組みのために特に必要な支援

- 企業の知的財産の創造・保護・活用のために特に必要な支援について、最大5つまでの複数回答で質問したところ、「知的財産に関する研修やセミナーの開催」が31.0%と最も多く、次いで「自社技術を高度化するための技術支援」が28.7%となっており、知的財産に関する基本的な知識の習得と、企業への技術支援が特に求められている。

また、3番目に多い相談・指導の実施と、4番目に多い各種相談窓口の充実は、いずれも知的財産に関する相談・指導に対する要望であることを考慮すると、企業にとって利用しやすい相談・指導に対する要望も非常に高いことを示している。



4 本県の知的財産推進における課題

(1) 本県の知的財産権のシェアの低位と大企業等の寡占

本県の知的財産の出願・取得の全国に占める割合は、実用新案、意匠及び商標は0.4～1.0%でしかない。さらに本県の経済構造は工業よりも商業優位であることを反映してか、特許においてはさらに低く、全国の0.3%を占めるにとどまっている。

これを特許の出願者で見ると、出願数上位10者によって全体の約4分の1を占めており、大企業や地元有力企業、大学関係が寡占している状況となっている。

(2) 県内中小企業の知的財産に対する関心の低さ

企業アンケートによると知的財産権について「大変関心がある」と回答した企業が16.3%、経営戦略上の位置付けとして「大変重要である」と回答した企業が22.7%と低く、特に従業員数100人以下の企業において知的財産に対する関心が低い状況にある。

(3) 県内中小企業の知的財産への戦略的取組みの遅れ

企業アンケートによると知的財産を有している企業の保有件数は1件又は2～5件が大半を占めており、戦略的に知的財産の取得や活用に取り組んでいる中小企業は極めて少ない状況にある。

(4) 県内中小企業の知的財産に関する体制や人材の不足

企業アンケートによると「知的財産に関する組織もなく担当者もいない」と回答した企業が60.7%、さらに「社内に知的財産に詳しい人材がいない」と回答した企業が46.3%、「知的財産担当の人材を配置する余裕がない」と回答した企業が43.0%と、知的財産に関する体制や人材が不足している。

(5) 研究開発体制の未整備

企業アンケートによると72.3%の企業が「研究開発部門はない」と回答しており、また、41.3%の企業が「社内に研究開発部門を設ける余裕がない」と回答している。また、特許を出願又は保有している企業の半数以上が、産学官連携や産業技術総合センターの活用経験があることから、その活用をさらに推進していく必要がある。

(6) 県産品のブランド化と知的財産の活用の重要性

地域の商品やサービスを「ブランド化」しようとする取組みが全国的に盛んになってきており産地間競争が激化する中であって、本県の産品やサービスを競争力のあるものにするには高品質化，高付加価値化や，マーケティング戦略などを通じて「ブランド化」を一層推進していくとともに，それを商標やその他の知的財産を適切に活用することによって，「ブランド」を保護していくことが重要である。

(7) 海外でのビジネス展開を踏まえた知的財産の保護の重要性

近年，経済のグローバル化がますます進展し，国内だけでなく海外においてもビジネス展開を図る企業が増加する中で，海外での模倣品の横行や，第三者による商標出願登録を防止するためには，海外における知的財産権の保護に対する理解が不可欠であり，海外においても各国の制度に応じて知的財産を適切に保護していく必要性が高まっている。

第4章 推進方策の目標と5つの柱

1 推進方策の目標

県内の中小企業や生産者が、知的財産の重要性を認識し、創造・保護・活用に積極的に取り組むことにより、知的創造サイクルを確立し、競争力の強化と経営の持続的な発展を図る。

2 目標達成のための推進方策の5つの柱

(1) 知的財産についての理解向上に努める

- ・ 知的財産を適切に創造・保護するとともに、知的財産を最大限活用した事業を行っていくためには、知的財産に対する正確な知識が欠かせない。
- ・ 知的財産に関する説明会・セミナーの開催，専門家による相談の実施や派遣などを行い，中小企業等の知的財産の理解の向上を図る。

(2) 知的財産の創造に向けた多様な支援を展開する

- ・ 商品・サービスの企画開発に先立って必要な先行技術¹²，意匠デザイン，商標などの調査支援を行う。
- ・ 県試験研究機関が県内企業の研究開発に対して多様な支援を行う。
- ・ 県内企業が大学，工業高等専門学校，研究機関等の技術シーズや研究開発力を活用する産学官連携を推進する。
- ・ 地域ブランドの確立に向けた取組みを進める。

(3) 知的財産が適切に保護されるよう，きめ細かな支援を行う

- ・ 知的財産の権利化可能性を判断するために，先行技術（下欄参照）調査支援を行う。
- ・ 知的財産に関する様々な手続や契約等において，自らの権利が確実に保護できるようサポートを行う。
- ・ 出願し，権利化するばかりではなく，内容によっては営業秘密（ノウハウ）

12 先行技術 特許や実用新案などの出願日前に，国内又は国外で公然知られたか，公然実施されたか，頒布された刊行物に記載されたか，電気通信を利用して公衆に利用可能となった発明や考案。先行技術があるものについては原則として特許や実用新案を受けることができないので，先行技術調査は大変重要である。

として保護すべき場合もあるので、ケースに即した柔軟なサポートを行う。

- ・ 県内産業を保護するため、権利侵害や産地偽装に対応できる技術の開発を行う。
- ・ 海外における知的財産権保護制度の普及，啓発を行うなど，海外での知的財産権の保護に係る必要な支援を行う。

(4) 知的財産の活用を促進し新たな利益の創出を図る

- ・ 知的財産を活用した起業から販路開拓までの一貫した支援を行う。
- ・ 特許流通事業により開放特許¹³の有効活用と事業化を推進する。
- ・ インキュベート施設を整備し，新技術の創業を支援する。
- ・ 事業化に必要な資金の支援を行う。

(5) 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用を促進する

- ・ 県の重点施策や，その他の県政の課題に対応した研究開発を推進する。
- ・ 県内企業・生産者のニーズに対応した研究開発を推進する。
- ・ 優れた研究成果は県有知的財産として積極的に権利化し，活用を図る。

13 開放特許 希望者から申出があれば適正な実施料により実施許諾する用意がある特許。

第5章 知的財産についての理解向上のための方策

近年、知的財産を戦略的に活用して企業の競争力や収益力を高めようとする、いわゆるプロパテント（知的財産重視）の意識が高まり、企業戦略においても知的財産戦略はますます重要視されている。

このことは中小企業においても例外ではなく、自社の技術を守ると同時に、他社への権利侵害を未然に回避しながら商品開発を行っていくことは、安定した事業経営の面でも大変重要であり、そのためには知的財産についての正確な知識が不可欠である。

大企業と中小企業とでは知的財産に対応する体制や能力に大きな格差があることが珍しくなく知財デバイド¹⁴ともいわれているが、これを解消することが急務である。

一方、農林水産業及び食品産業の競争力の強化のためには、市場における農林水産物や食品に対するニーズの変化を的確に把握した上で、新しい技術を開発し、実用化していくことが不可欠である。しかし、農林水産業の現場において生み出されてきた多くの技術やノウハウについては、権利化されず社会の中で共有されてきた場合が多く、これらを知的財産として認識し戦略的に扱っていくことが重要である。

知的財産の保護活用も、知的財産に対する認識を持ち、内容を熟知することにより的確な対応が図られることから、そのために必要な各種の施策を行う。併せて、知的財産は人間の創造的活動により生み出されるものであることから、知的財産を尊重する意識の醸成にも努めることとする。

1 中小企業、自治体等における人材育成

- ・ 日本弁理士会などと連携し、中小企業、生産者（団体）における知的財産の経営者向け研修や専門的研修を実施し、知的財産の理解の促進と人材育成を進める。
- ・ 知的財産各分野の知識は、企業のみならず、大学・研究機関、中小企業支援機関、行政機関等の領域においても重要であることから、日本弁理士会などの関係機関の協力を得ながら、それぞれに応じた内容による研修会等を行う。
- ・ 知的財産に関する初心者向け、実務者向けの研修会については、特許庁と東北経済産業局の主催により毎年仙台市内で開催されており、また農林水産関係

14 知財デバイド 知的財産を戦略的に活用できる企業と、活用できていない企業との格差、及び知的財産が企業の利益の源泉として重要であるにもかかわらず、この格差が広がりつつある現状をいう。

者向けの知的財産研修会についても、(社)農林水産先端技術産業振興センター、(独)種苗管理センター等の主催により開催されていることから、これらの研修会の積極的な受講を推奨する。

- ・ 知的財産の知識、知的財産の相談体制等の支援ツールは産業分野に限らず、県行政推進の共通の基盤となるものであり、行政職員に対し、知的財産全般に関する研修の受講を推奨する。

2 相談体制の強化

- ・ 知的財産に関する様々な相談内容に対応するため、県内の知的財産権（主に産業財産権）に関する相談窓口相互の連携のネットワーク構築を図る。
（県内の支援相談窓口は、巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）
- ・ 宮城県知的所有権センター（産業技術総合センター、発明協会宮城県支部）の特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー、特許出願アドバイザーを積極的に活用するなど、相談体制の強化を図る。

3 知的財産に関する専門家派遣

- ・ 財団法人みやぎ産業振興機構の専門家派遣事業において、知的財産の専門家派遣を行い、中小企業や創業者に対して専門的なアドバイスを行う。

□参考資料の紹介

中小・ベンチャー企業知的財産戦略マニュアル～はじめてみよう！知財経営～

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/manual_tizaikeiei.htm

ものづくり中小企業のための意匠権活用マニュアル

http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/mono_manual.htm

特許庁作成。中小・ベンチャー企業が知的財産を活用するための具体的な方法等について、Q&A方式や取組実例を交えながら実践的に記載されている。

第6章 知的財産の創造に向けた支援

1 地域における知的財産の創造の支援

(1) 中小企業による商品企画や研究開発に当たっての技術調査の支援

- ・ 新たな技術開発・商品開発を行うに当たっては、経営戦略に基づき、自社の技術開発・商品企画の方向性を明確にする必要がある。その際には、特許技術その他の先行技術(P. 32参照)や技術動向についての調査を十分に行い、技術開発・商品開発の重複を避け、焦点を定めた効率的な開発を行うことが不可欠である。また、意匠デザインやネーミングに関する調査についても同様である。
- ・ 特許、実用新案、意匠、商標の産業財産権については、インターネットの特許電子図書館（IPDL）¹⁵を活用した検索が可能である。中小企業の先行技術(P. 32参照)調査を支援するため、宮城県知的所有権センター（産業技術総合センター内）の特許情報活用支援アドバイザーが相談、検索支援を行うとともに、IPDLの先行調査の講習会などを開催する。また、財団法人みやぎ産業振興機構においても、中小企業の依頼に基づき専門家を派遣し必要な支援を行う。
- ・ 種苗法に基づく品種登録についても、農林水産省の品種登録のホームページ(P. 19参照)で公開されており、品種の種類やキーワードによって容易に検索が可能なので、その活用について奨励する。

(2) 研究開発・商品開発のための資金の支援

- ・ 経営課題に果敢にチャレンジする中小企業が、新事業動向調査、新商品・新技術等の開発を行う際に経営革新計画の承認を受けることを前提に助成を行う。
- ・ 地域資源や優れたビジネスアイデア等を活用し、創業や新商品・新サービスを提供する事業について助成を行う。
- ・ 県内に事業所を有する企業が大学等の学術研究機関と連携して取り組む新商品、新技術に関する開発について助成を行う。

(3) 技術的な支援の充実

- ・ 企業の様々な技術的課題に対応するとともに、技術力の向上に資するため、

15 特許電子図書館（IPDL） <http://www.ipdl.inpit.go.jp/>

県の試験研究機関は、技術相談、技術者研修などを強力に推進する。

- ・ 産業技術総合センターにおいては、技術改善支援、施設機器の開放、試験分析等のサービス提供を行う。

(4) 企業や生産者のニーズの掘り起こしとそれに応じた支援

- ・ 技術相談や各種の支援策を担当する職員が、積極的に企業・生産者を訪問し、中小企業や生産者が抱える技術や新製品開発等の課題解決の支援や、企業や生産者のニーズや課題を掘り起こすとともに、県の支援策とのマッチングや、企業等における研究開発や事業化に対する支援、技術の普及を行う。

(5) 発明・創造の奨励・振興

- ・ 県内企業の製品や技術開発を奨励し、本県から優れた工業製品の発信を行うため、カタログの作成や各種催事での展示など広くPRを行い、販路開拓や市場拡大などの支援を行う。
- ・ 本県と社団法人発明協会宮城県支部の共催により、県民の発明考案に対する関心を高め、次代を担う児童生徒の発明くふうに対する楽しさ、観察力、想像力を養うことを目的として、創造的、個性的な発想によるユニークな作品を募集し優れた作品を表彰する、みやぎ発明くふう展、及び子どもたちの自由な発想で描いた作品を募集し、優れた作品を表彰する未来の科学の夢絵画展を開催する。
- ・ 県の試験研究機関は、児童生徒から一般の方々に対して研究成果と先端技術などを分かりやすく紹介する、施設の一般開放事業を行う。
- ・ 県民の要請に応じて、県職員が出向いて県行政の説明を行う、「みやぎ出前講座」においても、試験研究機関の職員が分かりやすく試験研究開発について説明を行う。
- ・ 特許庁では知的財産マインドの醸成と、知的財産に関する知識の習得等のため、小・中・高校生それぞれに対応した産業財産権の副読本や、各種の産業財産権の標準テキストを無償提供しているほか、児童・生徒や教職員向けセミナーも開催されているので、これらの活用を図る。

2 知的財産の創造に向けた産学官連携の推進

県内には、東北大学を始め、優れた大学、工業高等専門学校、公設試験研究機関等の学術研究機関が存在するものの、企業アンケートによると、産学官連携の経験がある企業は17.3%にとどまっている。

しかし、特許出願又は保有している企業では52.9%が産学官連携の経験があり、今後行いたいという企業を合わせて78.4%が産学官連携への関心を示していることから、企業の特許出願・取得に対し産学官連携が大きな役割を果たしていることが読み取れる。

そこで、今後県内企業の知的財産をさらに創出していくために、産学官連携の取組みをさらに推進していく。

(1) 産学官連携による共同研究開発の促進

- ・ 県内中小企業等と大学等の産学交流を、技術移転機関、研究支援機関の連携窓口、コーディネーターの協力の下に進める。
- ・ また、産学官の共同研究の推進のため、知的クラスター創成事業¹⁶、地域新生コンソーシアム研究開発事業¹⁷等の産学官連携プロジェクト研究を促進する。
- ・ さらに、新事業の創出等を目指して結成された県内の大学等と企業による研修会等の活動経費に対して助成を行う。

(2) 学術研究機関の知恵の活用

- ・ 宮城県など4者で締結した「地域産業経済の成長に向けた基本合意¹⁸」を背

16 知的クラスター創成事業 地方公共団体の主体性を重視し、知的創造の拠点である大学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指す事業。

17 地域新生コンソーシアム研究開発事業 地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、大学等の技術シーズや知見を活用し、産学官の強固な共同研究体制（地域新生コンソーシアム）の下で行う実用化に向けた高度な実用化研究開発を支援する事業。

18 地域産業経済の成長に向けた基本合意 国立大学法人東北大学、仙台市、社団法人東北経済連合会及び宮城県の4者が、科学技術の振興や研究開発型企業の誘致、中小ベンチャー企業育成支援などの分野で協力関係を深めることを確認する目的で、平成17年4月12日に合意書を調印。

景に，東北大学を中心としたMEMS¹⁹パークコンソーシアム²⁰等の先端的プロジェクトの推進，青葉山サイエンスパーク構想の推進等を行う。

- ・ 宮城県内の大学等との連携による「KCみやぎ推進ネットワーク」²¹をワンストップ窓口として，地域学術研究機関等が連携・協力し，技術相談，訪問支援，機器開放，研修会・セミナーの開催，技術交流会の開催等の技術的支援活動を行うことにより知財創出に寄与する。

19 MEMS 「Micro Electro Mechanical Systems（微小電気機械システム）」の略語であり，半導体製造技術や三次元加工技術を駆使して小さなスペースに異種要素（電子，機械，その他）を集積したシステムをいう。

20 MEMSパークコンソーシアム MEMS技術を産業界で有効に活用していくため，仙台市長，宮城県知事，東北大学総長，東北経済連合会会長，東北経済産業局長，日本政策投資銀行東北支店長及びSEMIジャパン代表が発起人となって設立した任意団体組織。平成20年6月現在112団体が会員で，情報発信・共有，シンポジウムやセミナーの開催等を行っている。

21 KCみやぎ推進ネットワーク 学術研究機関，産業支援機関，金融機関など20機関が各機関の支援メニューを有機的に結びつけながら，平成20年1月15日に発足。

3 地域ブランドの確立と知的財産の活用

地域間の競争が激化し、生産者、販売者、消費者それぞれの立場からのブランドに対する関心の高まりを背景に、全国各地で、地域の製品の「ブランド化」によってイメージアップを図り、市場での競争力強化を図ろうという取組みが盛んになっている。

また、消費者の安心・安全への関心が高まり、食材を始めとして、人々の暮らしをとりまく様々なモノやサービスに対して信頼性や安全性がますます求められてきている。

一般にブランドや商標には「出所の表示」、「品質の保証」、「広告・宣伝」の3大機能があるとされているが、市場や消費者からの信頼や評価を得られるようになるためには、誠実で地道な取組みの積み重ねが必要であり、特に「品質の保証」により信頼や期待に応えていくことは供給する側の義務とさえいえる。

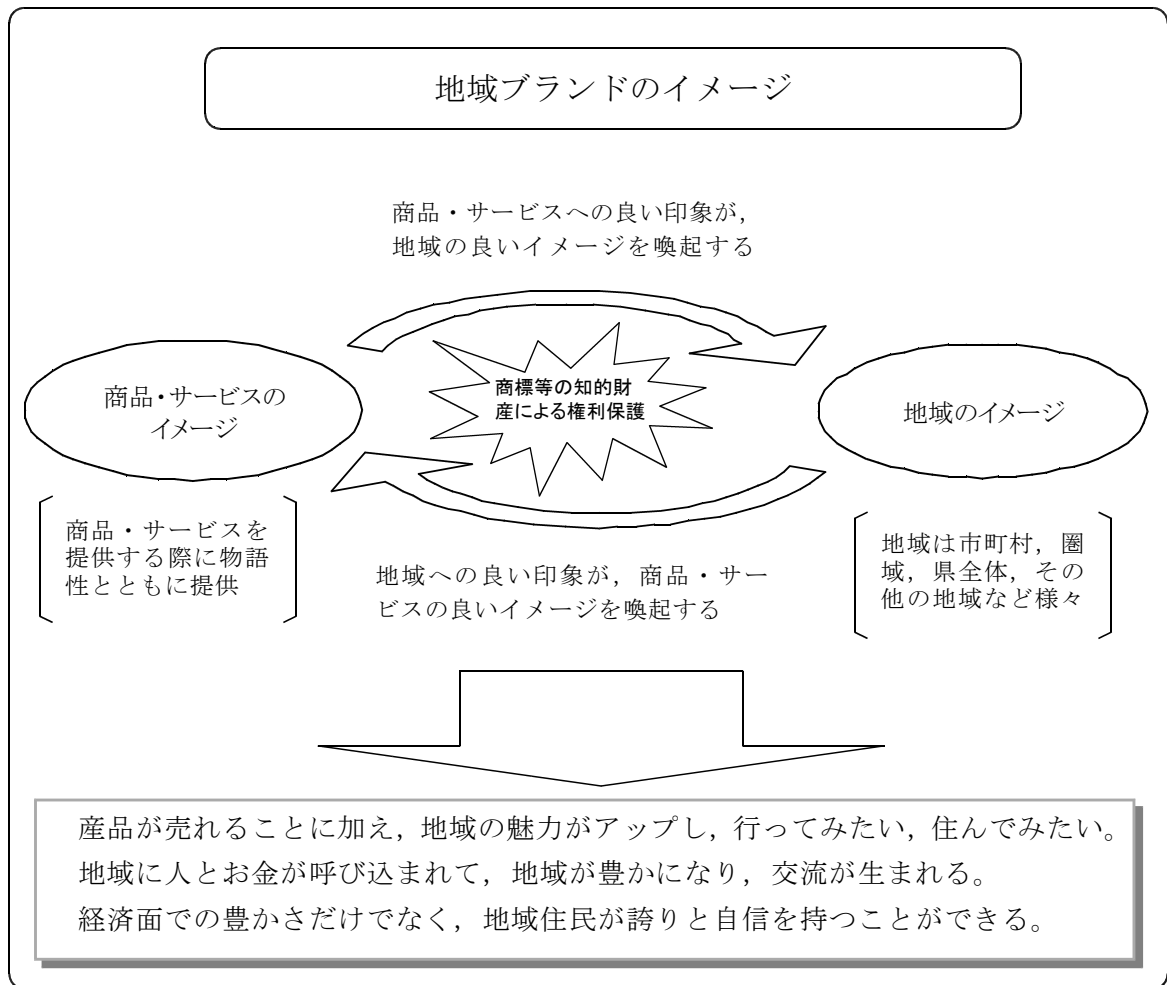
本県においても、製品の高品質化、高付加価値化を通じての市場や消費者への信頼の積み重ねや、知名度や魅力アップのためのマーケティング戦略などを通じて県産品の「ブランド化」を着実に推し進めていく。

さらに、個別の製品の「ブランド化」に加えて、産地と産品など、地域の様々な資源を組み合わせる等、地域のイメージアップによって観光やその他の地域の産業にも波及していく「地域ブランド²²」の確立を目指す。

そのためには、生産者や小売業者及び観光業者などと連携し「みやぎの魅力」を最大限発揮できるような統一的な地域ブランドイメージの構築が必要である。

今後は、「ブランド化」に向けた各取組みを推進するとともに、本県における統一的な地域ブランドイメージの構築に向けて、地域ブランド戦略に包括的に対応する横断的な組織を設置し、事業間の連携・調整を図り推進していく。

22 「地域ブランド」とは、仙台筆筒、三陸ワカメ、鳴子温泉など、地域名と産品やサービス名の組合せによる名称のブランドのことをいう場合と、それに加えて、本文に述べるような、産地と産品など、地域の様々な資源を組み合わせる等によって地域のイメージが良くなり、観光やその他の産業にも波及して、地域の発展に結び付けていこうとするものをいう場合とがあり、本推進方策では前者だけでなく、後者の「地域ブランド」の確立も目指すこととしている。



(1) 商標などの知的財産権を活用したブランド化の推進

- 地域の産品の品質やイメージが市場で評価されるようになると，それを模倣した産品が現れる懸念が生じることとなる。こうしたブランド産品のただ乗り商法（フリーライド）を防ぐためには商標登録を行うことにより，商標権の侵害として模倣品を排除することが可能となる。その意味で商標権は「築き上げた信用を保護する権利」であり，企業や産地間の競争が激化する中において，強力な武器となる権利であり，商標登録を行うことは，自らの商品やサービスを保護するに当たって極めて重要である。
- 商標には，文字，図形，記号又はこれらの組合せなどによって構成されるものがあり，これらのうち図形や記号からなる商標はその図形や記号を使用しなければ権利侵害とはならないのに対して，文字商標はその文字を使用するだけで権利侵害となるので，「地域名」と「商品名」等からなる文字商標は，「地

域ブランド」を保護する上で強力な権利となるものである。「地域ブランド」の保護とブランド化への取組を支援する「地域団体商標²³」は、まだ発展段階にある「地域ブランド」について一定範囲の周知度を得た段階で文字商標の権利取得を可能とするものであり、この制度の積極的な活用を推進していく。

- ・ さらに、商標権による保護に加え、デザインは意匠権により、製法や構造は特許権・実用新案権により保護することで、同様の製品の製造販売自体を防止することができるので、差別化、高付加価値化をさらに強化することができる。
- ・ 県内の中小企業や生産者組合等がこれらの知的財産を有効に活用できるよう、相談支援窓口（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）によるサポートを行う。

（２）「食材王国みやぎ」の推進と連携した「食」のブランド品の創出

- ・ 本県は豊かな自然に囲まれ、海・山・大地の育む多彩で豊富な食材に恵まれており、これら食材資源や立地等の利点を生かして、食産業の充実のための食関連情報ネットワークの整備や安全・安心な食料供給の推進など、全国から『「食」と言えば「みやぎ」』というイメージを抱いてもらえるような「食材王国みやぎ」の確立を目指している。
- ・ これらの取組みにより、本県産食材等の品質やイメージについて市場や消費者からの評価と信頼の獲得を目指すほか、各地域における独自の発想や創意工夫の取組み及び、産地が持つ歴史や文化、自然などの地域資源等と重ね合わせた物語性のあるPR活動と連携することで、食材が生産者や地域等と結び付けて認知されるよう、新たな地域ブランドの創出に取り組んでいく。

（３）本県産農林水産物のブランド化促進

- ・ 農産物については、みやぎ米のトップブランド米を創出し、みやぎ米全体のブランド力を強化するほか、JAなどの関係機関等との連携を図りながら、顧客に対する広報宣伝や産地情報の発信等を実施し、県内農産物の市場評価の向上とブランド化を推進する。
- ・ 県産木材については、「優良みやぎ材」の流通体制の構築と、公共施設や一

23 地域団体商標制度 地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合に、事業協同組合等の団体による登録を認めるもので、平成18年4月から導入された制度。本県では「仙台味噌」「仙台みそ」「仙台牛」「仙台黒毛和牛」の4件が登録されている（平成21年1月現在）（P.19参照）。

般住宅に対する県産製材品のモデル施工，安定供給体制の整備の支援などを通じてブランド化を推進する。

- ・ 畜産物については，仙台牛銘柄推進協議会や，^{みやぎのぼーく}宮城野豚銘柄推進協議会等が主体的に取り組んでいる，仙台牛や^{みやぎのぼーく}宮城野豚などの県産畜産物についての広報宣伝や消費拡大・銘柄確立に対する事業等について支援を行う。
- ・ 水産物については，県産品の展示販売会を県内外で開催するとともに，生産者，流通業界等が行う県内産地魚市場の知名度を生かしたブランドづくりや地域に埋もれた水産物をブランドに育てる取組みへの支援などを行う。

(4) 「スマイルあったか宮城」の観光イメージづくり

- ・ 本県の有する豊かな自然・温泉・歴史・食材・文化等の観光資源を生かした施策を積極的に推進し，宮城を全国に発信する大型観光キャンペーンの展開等による観光地の知名度アップや，おもてなし態勢の充実を図るため設置した「みやぎ観光コンシェルジュ」の活用による観光関係者，一般県民のホスピタリティの向上など，地域と一体となった取組みを通じて観光客の満足度をアップさせ，本県にふさわしいほのぼのとした「スマイルあったか宮城」のイメージの醸成を図る。

(5) 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を活用した情報収集

- ・ 農林水産物，地域食品の地域ブランド化に取り組む主体や地域ブランド化を支援するものが広く参集し，情報提供・交換等を行い，それぞれの連携を促進することにより個々の取組みを広めることを目的とした「食と農林水産業の地域ブランド協議会²⁴」を活用し，真に力のある地域ブランドを確立するための情報・ノウハウの収集等を行う。

(6) アンテナショップによる情報発信と収集

- ・ 本県が東京都豊島区東池袋に設置しているアンテナショップ²⁵「宮城ふるさとプラザ」では，首都圏における本県県産品の普及拡大を図る一方，消費者の反応やニーズ等についての情報をフィードバック²⁶し，ブランドづくりに役立

24 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」ホームページ： <http://www.syoku-brand.com/>

25 アンテナショップ 県産品の販売を通じて，その反応から消費者の需要動向を探るために設置した小売店。

26 フィードバック アンテナショップでの消費者の評価や反応を参考に，商品の内容や品揃え，販売の方法などを修正し，より適切なものにしていく仕組み。

てていく。

(7) 農林水産物のオリジナル品種の育成と技術開発の推進

- ・ 本県は、多彩な食材の産地であることから、県の試験研究機関を中心に今後とも優れたオリジナル品種の育成に努めるほか、本県の気候や消費者ニーズに適した新たな産品の発掘に努める。
- ・ また、農林水産物の高品質を保持する栽培、飼養、漁獲、養殖、流通・加工技術、生産性を向上する先端技術等の開発を促進する。

(8) 地域特産品の認証

- ・ 県内で生産された優れた農林水産物の良さを生かし、地域の文化や技術にこだわりをもってつくられた特産品で、県の認証基準に適合したものに対しては、こだわりと信頼の証しであるEマークの使用を認めることで、高品質化の取り組みを支援する。



Eマーク

(9) 宮城県伝統的工芸品の指定

- ・ 県内の地域において育み受け継がれてきた伝統性のある工芸品の良さを見直し、宮城県伝統的工芸品として指定し広く紹介することで、工芸品製造産業の育成・振興・需要拡大が図られるよう支援する。

第7章 知的財産が適切に保護されるための方策

企業や生産者にとって大切な知的財産は、最も適切な方法により保護し、有効活用することにより利益に最大限結び付けていかなければならない。

例えば新技術の発明について、特許を取得して権利化すれば、その発明技術の利用を占有することが可能であるほか、他社にライセンスすることも可能である。

その一方で、特許出願すると、公開特許公報より公開されるのみならず、インターネットの特許電子図書館（IPDL）（P.36参照）においても公開されるため、海外からもその内容を知られてしまうこととなる。

そのため、特許出願をせずに極秘のノウハウとして秘匿し、他者に知られないようにする技術のブラックボックス化戦略を選択することも考えられる。

中小企業や生産者が、このような戦略をもって知的財産に対する取組みができるよう支援を行う。

（参考）特許とノウハウ

特 許

- 特許庁に出願，登録が必要
- 権利期間は有限
- 取得，維持費用が必要
- 公開されるため，技術漏出や模倣の恐れあり
- 権利期間中は実施権を専有（権利が安定）

ノウハウ

- 特段の手續不要
- 期限は制限なし
- 秘密管理が必要
- 秘匿にしているため漏出，模倣が生じにくい
- 第三者が独自開発したり，不特定者に知られると権利性なし（他社の特許化による実施の制約が発生）

ケースバイケースで考える

（出典）知っておきたい特許契約の基礎知識（独立行政法人工業所有権情報・研修館，2008年）

1 知的財産の権利化の支援

- 知的財産の権利化に当たっては、改めて先行技術(P. 32参照)や商品化動向などの周辺状況を調査の上で出願等の決定を行うとともに、出願内容については他の権利との抵触を避けて広く強い権利内容となるよう十分に検討する必要もあることから、相談支援窓口（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）によるサポートを行う。
- また、単に権利化を目指すだけでなく、ノウハウとして技術を秘匿することなども視野に入れ、ケースに応じた柔軟な対応を行うことが必要である。
- 審査請求前の特許出願については特許庁の中小企業等特許先行技術調査支援（無料）があるので、その活用についても奨励、啓発する。

2 知的財産に関連した権利等の保護の支援

- 企業活動の一環として行われる外部との共同研究、試作品やサンプルの提供、ライセンス交渉における情報提供などにおいては、事前に相手方と知的財産の取扱いや、秘密の保持、試作品やサンプルの回収などについての取り決めを適切に行うことが重要であることから、相談支援窓口（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）によるサポートを行うとともに、マニュアルとして活用できる資料が公開されているので(P. 50参照)、その活用について奨励、啓発する。

3 商標を活用した商品やサービスの保護

- 自社の商品やサービスの名称やロゴマークなどを商標登録することにより、その商標を独占的に利用することが可能となる。商標権は特許権などとは異なり、登録料を支払い続けることで永続的に権利を維持継続することが可能である。
- そのため、例えば特許を活用した製品であっても、併せて商標登録を行うことにより、特許権の権利期間満了後も商標によって製品・商品を保護することができることから、中小企業における商標の戦略的活用についてサポートを行う。

4 特許庁の特許に関する料金の優遇制度等の活用

- ・ 中小企業，個人事業者，事業協同組合等のうち，一定の要件に該当するものについては減免の制度があるのでその活用について，奨励・啓発を行う。

減免のための要件	減免等の内容
<p>下記①，②のいずれかに該当</p> <p>①試験研究費割合等について一定の要件を満たす研究開発型中小企業</p> <p>②中小企業新事業活動促進法等に基づく以下の認定事業等の成果による出願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業技術革新支援制度（S B I R）の補助金等交付事業（※） ・ 承認経営革新計画における技術開発に関する研究開発事業（※） ・ 認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術開発に関する研究開発事業 ・ 旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法における認定事業 ・ 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律における認定事業 <p>※改正前の新事業創出促進法及び中小企業経営革新支援法に係るものを含む。</p>	<p>下記イ及びロについて減免</p> <p>イ 出願審査請求料の2分の1減免</p> <p>ロ 最初の3年間（一部は6年間）の特許料の2分の1減免</p>

- ・ 併せて，中小企業や個人の出願については，特許の審査期間を大幅に短縮（通常2～3年かかるのが数か月に短縮）できる早期審査制度が利用できることから，その活用についても奨励・啓発を行う。

5 県有品種判定技術の確立

- ・ 本県では，ササニシキ，ひとめぼれに代表される優れた品種を育成しており，品種そのものがブランドになっている。これらの品種は育成機関において系統

保存している育成家種子から生産される原原種、原種²⁷といわれる種子から播種用の種子が生産されることで、オリジナル品種の系統が保たれている。

- ・ 試験研究機関においては、本県のオリジナル品種のDNA判定技術を確立し、無許諾栽培への対応や、交雑種子の判定を行い、生産関係者や消費者の方が安心してオリジナル品種を利用できる体制を整備する。

6 産地識別技術の確立

- ・ 有名産地の農林水産物は、優れた品質と長年の市場の評価によって、ブランド化、高付加価値化している。しかしながら産地を偽装し、有名産地の産品であるとの虚偽表示によって販売されるという被害が問題となっており、このような産地偽装に対応できるよう、産地識別技術の確立のための研究開発を推進し、産地、生産関係者及び消費者の利益と信頼の確保に努めていく。

7 農産物知的財産権保護ネットワークの活用による情報収集

- ・ 海外に流出した「違法農産物」の輸入阻止や、国内における「無断栽培」の防止を図り、農産物の知的財産権を保護するため、各都道府県、団体間の情報交換を行う「農産物知的財産権保護ネットワーク」を活用して、育成者権侵害農産物に関する迅速な情報収集を行う。

8 品種保護Gメンとの連携

- ・ 育成者権者などからの権利侵害に関する相談などに応じる窓口として独立行政法人種苗管理センターに設置された品種保護対策官(通称：品種保護Gメン)は、育成者権侵害に関する相談・助言のほか、権利侵害に関する情報の収集及び提供などを行っていることから、権利保護に必要な連携を図っていく。

9 様々な方法で自社の商品やサービスを保護する

- ・ 商品やサービスのマーク等は、商標登録していなくても、そのマークの図柄に創作性がある場合には著作権で保護される。また、その商品やサービスが全国的に著名なものである場合に、その商品やサービスと同様の表示を行うと不正競争防止法違反となることがあるので、これらにより類似商品に対抗することができる。

27 原原種、原種 原原種とは品種を育成した機関がオリジナルな系統として栽培している種子で、原種とは原原種を増殖したもの。さらに原種から播種用の種子が生産される。

- ・ その一方で、安易に他社の類似商品やサービスの販売や提供をすると、権利侵害や法律違反に該当してしまうことも考えられ、このように様々な方法で商品・サービスを保護するには、専門家に相談するなど慎重な対応が必要となる。

10 海外における知的財産権の保護に係る支援

- ・ 商標や特許権などの知的財産権については、企業や生産者が自社製品、技術等の海外展開を図る場合、その保護対策が重要となる。その知的財産権が有用なものであればあるほど、海外での模倣品の横行を防止するためにも、海外出願を行うことは重要である。
- ・ しかしながら、企業等によっては海外出願の重要性についての理解が不足しているため海外における知的財産権の保護について普及、啓発に努める必要がある。
- ・ また、海外出願や海外における権利侵害の調査を行う企業等に対し、専門家への相談機会の確保や出願、調査方法の教示などの支援を行っていく必要がある。
- ・ 併せて、全国的な問題となっている中国、台湾等での日本の地名や地域団体商標に関する商標冒認出願（第三者による商標の抜け駆け出願）問題に関して、特許庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）等関係機関と連携し、中国等での商標の出願、登録状況や関連する情報の収集を行い、企業等の関係者に情報提供、注意喚起を行っていく。

□参考資料の紹介

- 特許契約等に関しては、以下のような資料が公開されており、契約に当たって注意すべきことについて詳しく記載されている。

知っておきたい特許契約の基礎知識（2008年8月27日改訂）

（社団法人発明協会特許流通促進事業センター編，独立行政法人工業所有権情報・研修館発行）

<http://www.ryutu.inpit.go.jp/info/tebiki/>

誰でもわかる！取引・連携で知的財産を守るためのポイント

～知的財産・企業秘密保持への指針（経済産業省編：平成16年3月発行）

<本編> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/manyual.pdf>

<綴込付録> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/manyualfuroku.pdf>

<参考文例集> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/sankoubunrei.pdf>

特許・ノウハウに関する共同研究開発契約の手引き

（関東経済産業局発行：平成15年4月発行）

<本編> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/tebiki.pdf>

<付録> <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/juten/data/tebikifuroku.pdf>

- 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）のホームページでは、日本企業の海外ビジネス展開の参考となる各種情報を提供しており、国別の知的財産模倣対策マニュアルや、侵害判例・事例集などが多数掲載されている。

<http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/>

- 特許庁のホームページでは、中国、台湾での日本の地名の第三者による商標出願問題に関して、中国・台湾での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルの作成や北京・台北における相談窓口の設置などの総合的支援策を掲載している。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm

第8章 知的財産を活用した新たな利益の創出のための方策

知的財産は、それが活用され、商品化、事業化されることにより初めてその目的を達成できることとなる。

また、知的財産を活用して新事業・新商品を創出していくことや、さらにはベンチャー企業²⁸を育成することが大いに期待されるとともに、企業の経営においては、知的財産の活用により得た収益が次の研究開発に再投資されることによって、知的創造サイクルを大きく回しながら成長を遂げていくことが可能となる。

「知的財産は活用されてこそ意味がある」との考えに基づき、本県では知的財産の専門家、コンサルタントの紹介やサポートによる知的財産権活用の各段階、各局面に応じたアドバイスを実施するなど、知的財産の活用のための各種の施策を実施していく。

知的財産の活用の例

自己実施	自社の特許を自社で実施する。そもそも知的財産の創出（研究開発）は自社での実施を目的に行われることが多く、また、自社で事業を独占できるために大きな利益が得られる。
他社にライセンス	自社で実施せずに、他社にライセンスを行う。ライセンス先を1社に限らない通常実施権と、1社のみに対して独占的に実施させる専用実施権がある。また、権利内容や、実施区域を制限してライセンスすることもある。
権利の譲渡	権利を他社に譲渡（売却）する。自ら実施する予定が無く、譲渡しても自社の事業に影響がない場合などに行われる。また、一時に譲渡の代金を得ることができる。
クロスライセンス	自社の知的財産と相手の知的財産を相互にライセンスしあう方法。相互にまとまった数の知的財産についてクロスライセンスすることも多い。1つの製品を作るのに多数のライセンスが必要となる製造業などで活用される。

28 **ベンチャー企業** 独自の技術やサービスを基に新たな市場の開拓を目指す企業。「ベンチャー」とは冒険、投機を意味し、リスクを伴いながらも成功への戦略を立てて果敢にチャレンジする企業をいう。

<p>パテントプール</p>	<p>1つの製品群に多数当事者の知的財産が関与しているような場合に、ライセンス手続の煩雑さを回避するために、窓口となる管理会社（団体）に関連する特許をプールし、ライセンスを一括管理する方法。</p>
----------------	---

1 事業化への支援

- ・ 事業者が取り組んでいる新事業のコアとなる事業計画と、その要素である技術・マーケティング等について、より成功可能性の高い事業計画へのブラッシュアップを支援し「もうかる仕組み作り」のサポートを行う。
- ・ 事業の立上げに不可欠なマーケティングやマネジメントのノウハウの習得のために、豊富な経験を持つビジネスプロデューサー等を講師に、少人数形式の実践的な講座を開催する。
- ・ 高度技術産学連携地域²⁹に蓄積されている技術シーズを活用して企業化しようとする中小企業に対し、商品開発等を促進するための支援を行う。
- ・ 成長が期待される産業分野については、分野を絞り込み支援を行う。特に自動車関連産業については、自動車メーカーの系列にかかわらず、関東圏・中部圏も含めた受発注の拡大、地域企業の技術力の底上げと高度化、人材の育成、研究開発推進等を行う。また、新エネルギー関連産業、健康福祉関連産業、マイクロテクノロジー産業については、東北大学をはじめ、多数の学術研究機関や試験研究機関等に蓄積されている高度な知識や技術の知的財産を有効に活用し、地域企業のものづくり基盤技術の高度化支援と世界をリードする先端技術の地域定着、産業化を促進する。
- ・ 宮城県内の大学等との連携による「KCみやぎ推進ネットワーク」(P. 39参照)をワンストップ窓口として、地域学術機関等が連携・協力し、技術相談、訪問支援、機器開放、研修会・セミナーの開催、技術交流会の開催等の技術的支援を行うことにより、先端技術の実用化支援から地域企業の基盤技術の高度化支援まで総合的な活動を行う。
- ・ 中小企業等が経営の多角化、新分野進出を行う場合、必要となる技術シーズの紹介、融資等各種制度の情報提供を行う。

²⁹ 高度技術産学連携地域 中小企業新事業活動促進法に基づき県が策定した「事業環境整備構想」において、高度技術の研究開発等を事業者と大学等の研究機関とが連携して行うことで、新たな事業活動の促進が見込まれる地域として指定している地域。具体的には、仙台市、大和町、大郷町、富谷町、大衡村の1市3町1村。

2 販路開拓等支援

- ・ 地域発の新商品を地方公共団体が随意契約で購入可能となる制度を活用し、事業者の新分野進出や販売促進を支援する。
- ・ 県産食材については、県の登録商標である「食材王国みやぎ」を活用した販売促進とブランド強化を関係団体や事業者と一体となって推進する。



商標第4813491号

3 観光キャッチフレーズとシンボルマーク商標の活用

- ・ 「みやぎ」の魅力を全国にアピールすることを目的に制定し、商標登録した観光キャッチフレーズ「スマイルあつたか宮城」「美味し国伊達な旅」と観光シンボルマークを、本県観光のアピールに活用することとしており、広くその周知と活用を図る。



商標第4475860号



商標第5075202号

4 地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用

- ・ 県では、仙南地域から見える「みやぎ蔵王」を背景にした36カ所の絶景スポットである「みやぎ蔵王三十六景」のシンボルマークを商標登録し、仙南地域において「みやぎ蔵王三十六景」を活用したさまざまな観光、産業振興施策に取り組んでおり、このような地域の産業振興におけるシンボルマーク商標の活用を推進していく。



商標第5118004号

5 未利用特許の活用の促進

- 特許庁の調査によると、登録されている100万件にも及ぶ特許権のうち、3分の2は使われておらず、さらにその半数については許諾が可能（開放特許（P. 33参照）とすることが可能）とされている。企業においては、これらの未利用特許を有効に活用することで効率的な技術改善や新商品への展開が可能になることから、未利用特許の流通を推進する。
- 宮城県知的所有権センターの特許流通アドバイザーが県内企業を訪問し、開放特許（P. 33参照）の発掘やニーズの把握を行い、県外のネットワークも活用しつつ企業間の特許の利活用を推進する。
- 特許流通促進事業の一つとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館が財団法人日本特許情報機構（Japio）へ委託・運営している特許流通データベースには数万件の開放特許（P. 33参照）が登録されており、広く流通が図られていることから、積極的な活用を促進する。

6 マッチング支援

- 新たなサービス、製品技術等を基にした事業展開を行う中小企業を対象に、多様なビジネスパートナー（ベンチャーキャピタル、金融機関、商社、メーカー等）との出会いの場を提供し、中小企業等が抱える課題の解決と、新たなビジネスチャンスの獲得をサポートする。
- 企業等との取引機会の拡大を図るため、展示会などの場において、本県を中心とした企業や大学関係者による工業製品や技術の展示・紹介を行う。
- 産学官研究成果発表会や、技術セミナーの開催、技術研究会の設置・運営など、企業との技術交流等を通じて、企業ニーズと研究シーズのマッチング支援を行う。
- 宮城県内の大学等との連携による「KCみやぎ推進ネットワーク」（P. 40参

照) が県内企業等のニーズと県内大学等シーズとのマッチング支援を行う。

7 インキュベート施設による事業展開の支援

- ベンチャー企業や県内中小企業の技術シーズの産業化を支援するため、産学連携の取組みが容易な大学隣接地域で共同研究をするための研究室や、試作・新製品の開発・小規模生産等を行うための試作開発型事業施設等を提供する（インテリジェント・コスモス研究機構，21世紀プラザ研究センター，あおばインキュベーションスクエア，T-biz（東北大学連携ビジネスインキュベータ）等）。

8 事業化に必要な資金の支援

- 知的財産を活用しての創業や，新技術・新製品の事業化を促進するため，必要となる資金の融通を図り，知的財産の事業化を資金面から支援する。
- 特許法，実用新案法又は意匠法に基づく設定登録を受けた技術を有する者が，その技術の実用化を図るため新たに事業を開始する場合，金融機関を通じて必要な資金の融資を行う。
- 他企業で利用されていない特許権，実用新案権又は半導体集積回路の回路配置利用権に係る技術を利用して新技術又は新製品の事業化を図る企業に対し，金融機関を通じて必要な資金の融資を行う。

第9章 県の試験研究機関における知的財産の創造・保護・活用

本県産業における知的財産の創造・保護・活用の推進に当たり、県の試験研究機関の有する研究開発機能や研究成果は地域の貴重な知的資源であり、その積極的な活用が期待される。

今後とも、県試験研究機関は社会ニーズを踏まえた効果的な試験研究を展開し、有用な研究成果を生み出し、これを知的財産として確立し、その保護・活用を推進する。

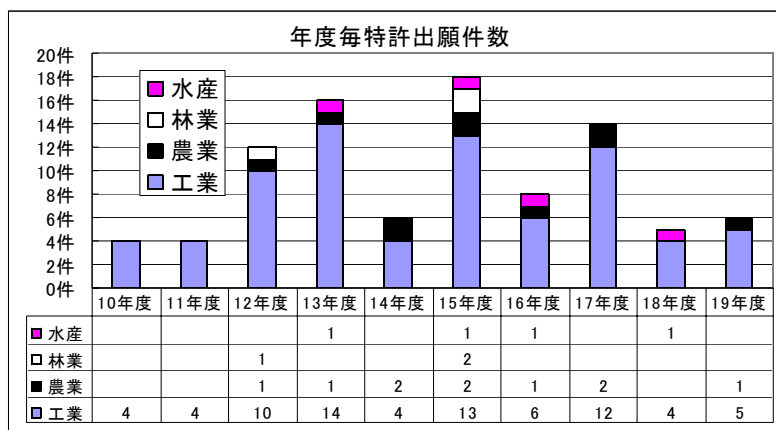
県有知的財産については、単に件数を増やすということではなく、地域産業に貢献できる優れた知的財産を数多く生み出すという視点で取り組むとともに、県有知的財産の活用割合が低い現状にあることから、その効果的活用を促進するための方策を推進していく。

1 県有知的財産の状況

(1) 特許出願件数

本県経済商工観光部及び農林水産部所管試験研究機関の発明に基づく特許出願は、研究内容を高度化及び権利化した上で企業等へ技術移転を行うことが重要となってきたことなどから、年度毎のばらつきはあるものの、ここ数年の出願は継続的に行われている。

また、これまで産業分野では工業が中心であったが、近年、農・林・水産業の1次産業系の特許出願も毎年行われるようになってきている³⁰。

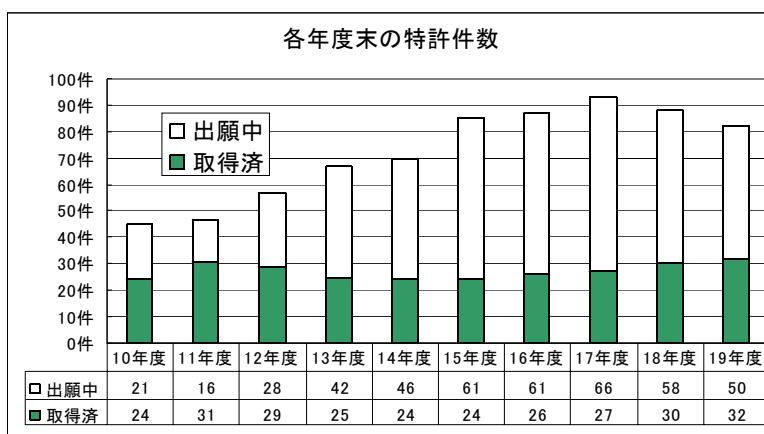


30 県有特許一覧のホームページ

http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/shin-sangyo/chizai/kousetsusi_chizai/tokkyo2.html

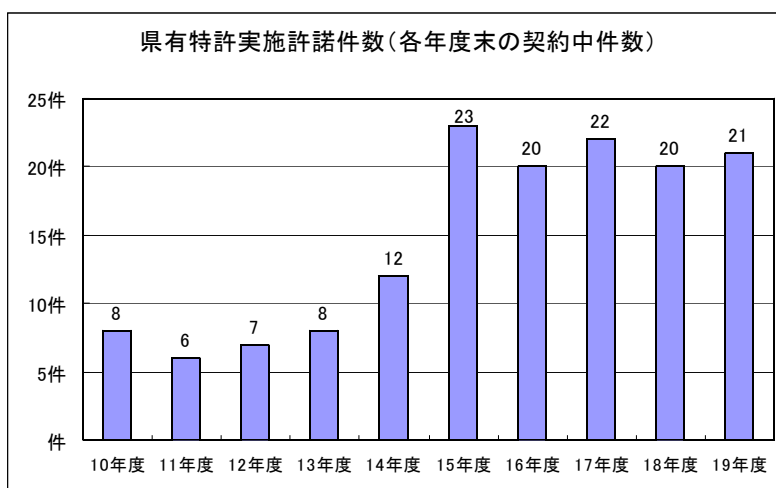
(2) 県有特許の保有件数

近年の特許出願の増加に伴い、取得済の特許件数は増加傾向にあるが、定期的に保有の継続についての検討を行い、技術の変化に伴い活用度合いの低くなったものや特許権の維持管理費用に比して実施料収入が見込めないものなどについては、出願審査請求³¹を行わなかったり、特許料の支払いを停止するなどして権利消滅させていることから、各年度末の特許件数（出願中件数と取得済件数の合計）は減少傾向にある。



(3) 県有特許の実施許諾契約状況

県有特許の実施許諾契約については、出願数の増加に反して低下の傾向にあった時期もあったが、近年は20件前後で推移している。



31 出願審査請求 特許は出願しただけでは審査されず、審査を受けるためには出願審査請求をしなければならない(特許法第48条の2)。また、出願日から3年以内に出願審査請求を行わないと取下げたものとみなされる(同第48条の3)。

(4) 県育成登録品種の状況

本県の試験研究機関においては、重要課題として優れた品種の育成に取り組んでおり、品質や栽培特性に優れた品種について、登録を行っている。

◎現在登録されている県育成品種一覧

	名称	種目	育成機関	登録番号	登録年月日
1	こころまち	稲	古川農業試験場	4472	平成07年03月27日
2	ササニシキBL1号	稲	古川農業試験場	4769	平成07年11月08日
3	ササニシキBL2号	稲	古川農業試験場	4770	平成07年11月08日
4	ササニシキBL3号	稲	古川農業試験場	4771	平成07年11月08日
5	ササニシキBL4号	稲	古川農業試験場	4772	平成07年11月08日
6	ササニシキBL5号	稲	古川農業試験場	6203	平成10年03月13日
7	ササニシキBL6号	稲	古川農業試験場	7079	平成11年03月17日
8	ササニシキBL7号	稲	古川農業試験場	7080	平成11年03月17日
9	杜の乙女	ゆり	農業・園芸総合研究所	7254	平成11年06月14日
10	杜の精	ゆり	農業・園芸総合研究所	7255	平成11年06月14日
11	杜のロマン	ゆり	農業・園芸総合研究所	8196	平成12年06月27日
12	まなむすめ	稲	古川農業試験場	8542	平成12年12月22日
13	蔵の華	稲	古川農業試験場	8543	平成12年12月22日
14	みやぎVWD1号	せり	農業・園芸総合研究所	10071	平成14年03月25日
15	たきたて	稲	古川農業試験場	12055	平成16年06月04日
16	オラガモチ	稲	古川農業試験場	12961	平成17年03月23日
17	もちむすめ	稲	古川農業試験場	13873	平成18年03月09日
18	みやぎLD2号	はたけしめじ	林業技術総合センター	14662	平成18年12月14日
19	みやぎFL5号	ゆり	農業・園芸総合研究所	15212	平成19年03月15日
20	みやぎFL6号	ゆり	農業・園芸総合研究所	15213	平成19年03月15日
21	オータムプリンセス	きく	農業・園芸総合研究所	15956	平成19年12月18日
22	ロゼページェント	きく	農業・園芸総合研究所&全農	15960	平成19年12月18日
23	サマーキャンディ	いちご	農業・園芸総合研究所	16153	平成20年03月05日
24	もういっこ	いちご	農業・園芸総合研究所	16154	平成20年03月05日

□参考情報（県育成種雄牛登録・系統豚，県育成林木の登録・認定状況の紹介）

○ 知的財産権として保護されているものではないが，本県の試験研究機関では，重要課題として優れた和牛種雄牛，系統豚の造成や林木の育成に取り組んでおり，全国和牛登録協会及び日本養豚協会，独立行政法人森林総合研究所林木育種センターに登録，認定を受けている。

◎現在登録されている基幹種雄牛登録一覧（全国和牛登録協会）

	名号	品種	育成機関	登録番号	生年月日
1	茂糸桜	和牛	畜産試験場	黒高 2024	平成06年04月04日
2	奥北茂	和牛	畜産試験場	黒高 2025	平成08年08月14日
3	神勝福	和牛	畜産試験場	黒高 2026	平成09年09月11日
4	勝緑	和牛	畜産試験場	黒原 3807	平成09年10月18日
5	憲藤	和牛	畜産試験場	黒原 3953	平成11年03月12日
6	安敏波	和牛	畜産試験場	黒 13443	平成12年10月13日
7	幸重波	和牛	畜産試験場	黒原 4090	平成12年06月05日
8	茂洋	和牛	畜産試験場	黒原 4257	平成13年01月09日
9	南安平	和牛	畜産試験場	黒 13533	平成13年01月13日

◎現在認定されている系統豚一覧（日本養豚協会）

	系統名	品種	育成機関	登録番号	認定年月日
1	ミヤギノ	ランドレース	畜産試験場	系統 L12号	平成02年03月01日
2	しもふりレッド	デュロック	畜産試験場	系統 66号	平成14年03月27日

◎現在認定されている県育成林木一覧（森林総合研究所林木育種センター）

	樹種	品種	育成機関	認定年月日
1	アカマツ	精英樹 白石10号	林業技術総合センター	平成15年02月06日
2	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ39号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
3	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ72号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
4	クロマツ	宮城（亘理）クロマツ56号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
5	クロマツ	宮城（山元）クロマツ82号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
6	クロマツ	宮城（山元）クロマツ84号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
7	クロマツ	宮城（山元）クロマツ90号	林業技術総合センター	平成16年06月10日
8	クロマツ	宮城（鳴瀬）クロマツ6号	林業技術総合センター	平成19年02月01日
9	スギ	刈田1号	林業技術総合センター	平成15年02月06日
10	スギ	玉造8号	林業技術総合センター	平成20年03月03日
11	スギ	宮城3号	林業技術総合センター	平成20年03月03日

2 県試験研究機関による知的財産の創造・保護・活用

(1) 総合調整の強化

県試験研究機関による知的財産の取組みが効果的、効率的に行われるように、各試験研究機関、関係課及び関係組織との連携強化により、知的財産の創造、保護、活用について円滑に推進していく。

(2) 行政施策に連動した研究開発の推進

県の重点施策や、その他の県政の課題に連動した研究開発を推進し、県政の課題解決に貢献していくとともに、地域産業の競争力強化や問題解決に結び付く知的財産の創出に取り組む。

(3) 企業や生産者のニーズに対応した研究開発の推進

地域の特性に対応した研究開発を推進するため、県内中小企業や生産者、消費者のニーズに対応した研究開発を推進する。

また、これらのニーズに対応した研究開発の推進と速やかな技術移転を図る観点からも、共同研究、受託研究を積極的に進める。

(4) 知的財産の活用を見据えた研究開発

県試験研究機関が取り組む研究課題は、必ずしも知的財産の取得を目指すものとは限らないが、研究成果を知的財産として権利化して普及を図るべきと見込まれるものについては、先行技術(P. 32参照)調査を併せて行いつつ、知的財産の権利化、さらには活用を見据えた研究開発を推進する。

(5) 共同研究、受託研究における成果の取扱いの明確化

共同研究や受託研究の成果について知的財産として権利化する際の基本的な取扱いルールを定め、共同研究契約、受託研究契約において明文化することにより、円滑な権利化を促進する。

(6) 職務発明に関する各種手続、特許出願の迅速化

職務発明³²の認定及び権利承継の決定については、従来の職務発明審査会を

³² 職務発明 企業や官公署の従業者等による発明のうち、その使用者の業務範囲に属し、かつ、発明に至った行為がその従業者等の現在又は過去の職務に属するもの。職務発明については勤務規則等に定めることにより、使用者が特許を受ける権利を承継できる（特許法第35条）。実用新案法、意匠法、種苗法にも同様の規定がある。

廃止し平成14年度から本庁各部長の判断により認定及び決定が行われているところであるが、これらが迅速に行われ、速やかに出願手続が完了するよう、マニュアル等の整備を進める。

(7) 研究職員の知的財産研修の充実

県試験研究機関の研究成果を積極的かつ効果的に権利化し、活用するためには、研究職員の知的財産に関する知識の習得が不可欠であることから、内外の人材や機会も活用しながら、知的財産に関する研修の充実に努め、研究職員の知的財産に関するスキルアップを図る。

3 県有知的財産の活用の促進

(1) 県有知的財産の効果的な活用

知的財産の活用は、実施（利用）の許諾を通じた技術移転が中心となるが、各々の知的財産の特性を踏まえ、活用する県内企業や生産者に利益がもたらされるよう、通常実施権のほか、専用実施権や独占的实施権³³などの方法も含めた効果的な活用を図っていく。

(2) 特許流通アドバイザーとの連携

県有特許の幅広い活用を推進するため、宮城県知的所有権センターの特許流通アドバイザーとの緊密な連携により、企業ニーズと県有知的財産の円滑なマッチングを図り、県有特許の流通を推進する。

(3) ホームページによる情報発信

県有知的財産とその内容を広く知らせるため、県のホームページにおいて県有知的財産を紹介し、活用に結び付けていくとともに、掲載内容についても閲覧者に理解しやすいものとなるよう充実に努めるとともにタイムリーな更新を行う。

³³ **通常実施権、専用実施権、独占的实施権** 通常実施権は業としてその特許を実施できる権利で複数の者に設定できる（特許法第78条）。専用実施権は業としてその特許を実施できる権利を専有する権利で1者にのみ設定される（同第77条）。独占的实施権は特許法に直接規定されていないが、実施許諾を受けた者が不実施の際に、特許権者が第三者に許諾できることを条件として1者のみに実施許諾する通常実施権。

(4) 特許流通データベースの活用

特許流通促進事業の一つとして、独立行政法人工業所有権情報・研修館が財団法人日本特許情報機構（Japio）へ委託・運営している特許流通データベースには数万件の開放特許(P. 33参照)が登録されており、広く流通が図られていることから、県有特許についても積極的に登録を行い、活用を図る。

(5) 農林水産知的財産ネットワークの活用による連携強化

農林水産分野の知的財産に関わる大学及び公的研究機関や企業等との連携を促進し、知的財産による新事業の創出等産業の発展に貢献することを目的とした「農林水産知的財産ネットワーク」を活用し、県有知的財産の利用促進に向け関係機関との連携強化を図る。

4 効果的な試験研究活動と成果普及の総合的な推進

地域産業の一層の振興を図るためには、試験研究課題の掘り起こし、研究計画の策定、成果の評価及び普及などの各段階において、行政施策側と試験研究側との、知的財産の創造・保護・活用に視点を置いた行政施策側と試験研究側との共同・連携がこれまで以上に求められている。

このため、行政施策、事業担当及び試験研究担当がその役割を遂行する中で知的財産を念頭に置き、相互の業務において相乗効果が発揮されるように努める。

(1) 行政施策・事業担当における取組み

- ・ 地域の産業経済を発展させるために、関係施策・事業を推進するに当たっては、地域産業の特性を理解した上で、関係施策・事業を推進するに当たっては、知的財産の有効活用等にも配慮し、その理解促進や助言を行うとともに、産学連携機関や中小企業等支援機関との連携を推進しながら、地域産業の課題の解決に取り組む。
- ・ 知的財産等に関して研修を強化し、また、企業、支援機関との交流、OJT³⁴等を通じて広範な知見の向上に努める。

34 OJT On the Job Training（職場内訓練）の頭文字で、日常の業務を通じて、職務遂行に必要な知識や技能を身に付けさせようとする。

(2) 試験研究機関・研究担当等における取組み

- ・ 各試験研究機関においては各分野の産業振興に係る基本計画(P. 6参照)並びに地域産業の動向及び地域企業等の実情や課題を踏まえた試験研究推進構想を策定し、各年度毎に地域の産業振興に寄与する研究課題、技術開発計画を設定する。その際、研究成果の地域中小企業等への技術移転や普及が円滑に進むように、関連する先行技術(P. 32参照)、技術水準の動向等を踏まえ、知的財産の権利化・活用にも留意し、効果的な研究開発を行うとともに、行政施策・事業の展開においても技術的側面からの施策立案への貢献に努める。
- ・ 内外の人材や機会を活用した知的財産の知識の習得を一層推進するとともに、研究者が地域の企業や生産者、行政施策担当者、支援機関、関係団体などの情報交換等を促進するなどの連携強化を図る。

5 知的財産に関する支援体制の整備充実

- ・ 県内企業や生産者の知的財産への取組みを促進するため、特許流通アドバイザー、特許情報活用支援アドバイザー及び県内の知的財産関連支援機関（巻末「宮城県内の知的財産支援機関マップ」参照）と連携し、円滑な技術移転、特許情報の活用促進、また、技術普及支援を進めるほか、その体制を整えるなどの取組みを強化する。

第10章 推進方策の推進体制

1 知的財産の創造・保護・活用を踏まえた産業政策の事業展開

県はこれまで様々な産業振興策を展開してきたが、知的財産の創造・保護・活用の視点をもって取り組んでいくことがますます重要となってきたことから、今後は本方策を踏まえた事業展開を行っていくこととする。

2 全庁推進組織の設置

本方策を着実に推進するため、全庁推進組織である「宮城県知的財産活用推進本部」を設置し、知的財産に関する知識・情報の共有、施策の調整と進捗状況の把握を行う。

3 関係機関団体との連携とネットワーク構築

本方策の円滑な推進のためには、県のみならず、産業界、企業支援団体、大学等の研究機関、国等との連携、ネットワーク構築が重要であることから、これら関係機関の緊密な連絡調整を図り、効果的な事業の構築と推進を図る。

4 知的財産の専門人材の育成と確保

知的財産について専門的な支援、アドバイスをできる人材が不足していることから、関係支援機関における人材の育成確保や、知的財産に精通した企業OBの活用、県外の人材情報を得るためのネットワーク構築等、人材の育成確保の方策を図る。

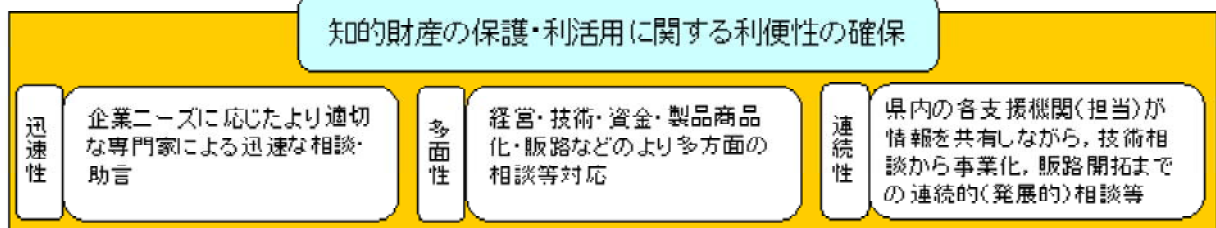
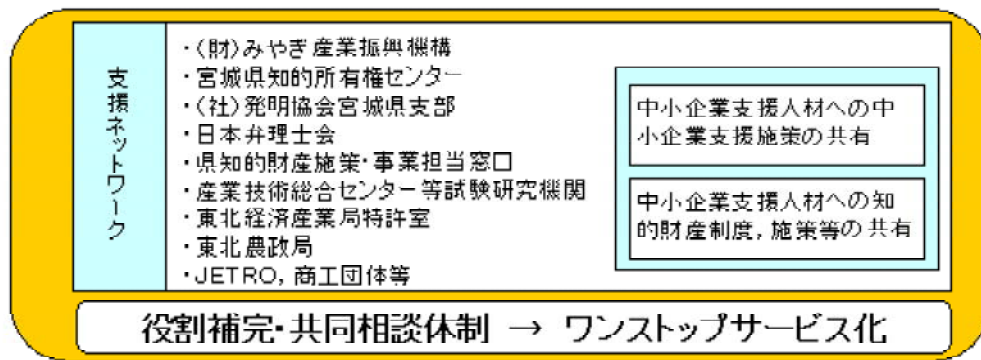
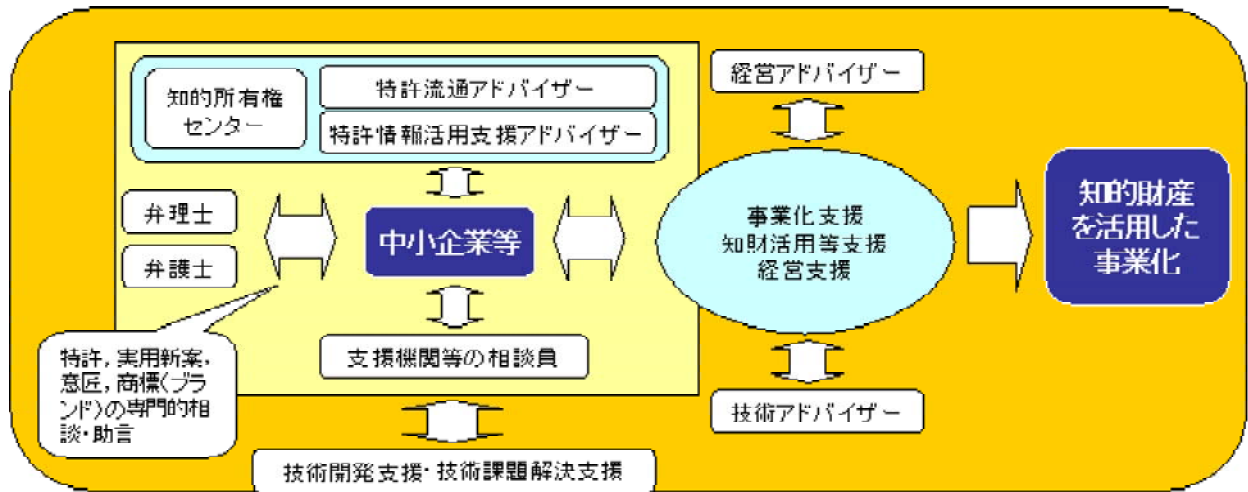
5 知的財産に関する支援体制の整備充実

知的財産に対する権利意識の高まりの中、相談件数の増加や、権利紛争などの相談内容の高度化へ対応するとともに、ビジネスプランや資金計画などを含めた多様な支援をワンストップで対応できる体制が好ましいことから、専門的人材の育成確保、人材ネットワークの構築を図りつつ、このような支援体制の整備充実を図る。

6 推進方策の機動的な見直し

知的財産をとりまく内外の経済情勢や法制度体系などの環境は、今後ともめまぐるしく変化していくことが予想されることから、時宜を捉えて積極的に見直しを行っていくこととする。

支援体制の整備充実



○「宮城県知的財産支援機関連絡会議」

県内の知的財産支援機関によるネットワーク構築（（財）みやぎ産業振興機構、宮城県知的所有権センター、産業技術総合センター、東北経済産業局特許室、（社）発明協会宮城県支部、東北農政局、商工団体ほか）

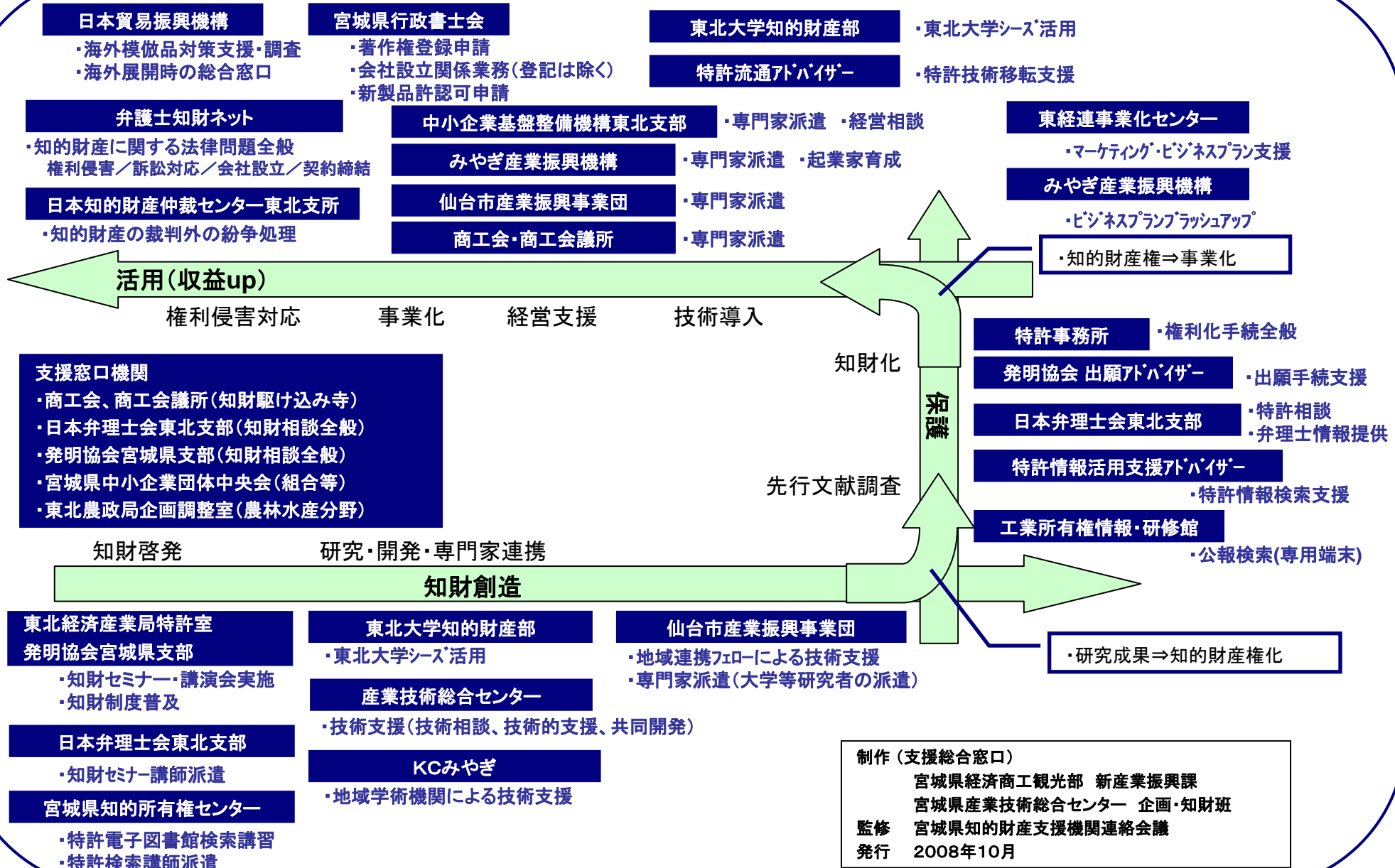
- ・情報交換会の開催
- ・メーリングリストによる情報共有
- ・ポータルサイトの構築 等

○「宮城県知的財産活用推進本部」

方策の決定・全庁的推進

- ・知的財産関係施策企画調整
- ・研修企画等事業実施調整
- ・知的財産情報共有
- ・運営連絡組織業務企画調整
- ・支援ネットワーク構築 等

宮城県内の知的財産支援機関マップ



宮城県内の知的財産支援機関連絡先一覧

機関名・連絡先	支援ポイント
東北経済産業局 特許室 TEL 022-223-9730 http://www.tohoku.meti.go.jp/2004_tokkyo/tokkyo.html	東北地域における知的財産権制度の普及
発明協会 宮城県支部 発明協会 出願アドバイザー TEL 022-264-1340 http://www.hirameki.jiii.or.jp/sibu/miyagi/miyagi.htm	知的財産全般に関する相談・出願支援 工業所有権に関する出願手続の支援
仙台商工会議所 TEL 022-265-8181 http://www.sendaicci.or.jp/	中小企業の相談窓口としての支援 知的財産駆け込み寺
宮城県商工会連合会 TEL 022-225-8751 http://www.miyagi-fsci.or.jp/	中小企業の相談窓口としての支援 知的財産駆け込み寺
宮城県中小企業団体中央会 TEL 022-222-5560 http://www.chuokai-miyagi.or.jp/	知的財産に関する専門家の組合への派遣
東北農政局 企画調整室 TEL 022-263-1111 http://www.maff.go.jp/tohoku/	農林水産分野の知的財産に関する相談窓口
宮城県知的所有権センター 特許情報活用支援アドバイザー 特許流通アドバイザー TEL 022-377-8725 http://www.mit.pref.miyagi.jp/mipc/	特許情報調査・活用に関する相談、指導、研修などの開催 新規事業・新製品開発に向けた未利用特許の活用
宮城県産業技術総合センター TEL 022-377-8700 http://www.mit.pref.miyagi.jp/	地域企業への技術的支援機関
KCみやぎ（宮城県基盤技術高度化支援センター） TEL 022-377-8701 http://www.kc-miyagi.jp/	地域企業の技術相談にワンストップ対応
宮城県経済商工観光部 新産業振興課 TEL 022-211-2722 http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/shin-sangyo/chizai/chizai-home.html	宮城県の知的財産支援に関する総合窓口

機関名・連絡先	支援ポイント
工業所有権情報・研修館 仙台閲覧室 TEL 022-711-1339 http://www.inpit.go.jp/index.html	特許電子図書館専用端末による特許情報等の検索指導
日本弁理士会 東北支部 TEL 022-215-5477 http://www.jpaa.or.jp/	知的財産の普及・啓蒙・活用に関する総合的な支援
(財)仙台市産業振興事業団 TEL 022-724-1212 http://www.siiip.city.sendai.jp/	産学連携による地域企業への技術的支援 知財・IT等の専門家を個別派遣
(財)みやぎ産業振興機構 TEL 022-225-6697 http://www.joho-miyagi.or.jp/	特許取得に向けた事前準備のサポート 各種分野に精通した専門家を個別派遣
東経連事業化センター TEL 022-225-8561 http://www.nc-t.jp/	企業の新規事業の市場化に向けた知財戦略の構築を支援
東北大学 産学官連携推進本部 知的財産部 TEL 022-795-3216 http://www.rpip.tohoku.ac.jp/	東北大学から創出された知的財産の社会における活用
(独)中小企業基盤整備機構東北支部 TEL 022-302-8604 http://www.smri.go.jp/tohoku/index.html	知的財産に関する専門家による実践的なアドバイス
宮城県行政書士会 TEL 022-261-6768 http://www3.ocn.ne.jp/~miyagyou/	著作権登録手続き代理 著作権利用許諾に関する契約書の作成業務
(独)日本貿易振興機構 仙台貿易情報センター TEL 022-223-7484 http://www.jetro.go.jp/indexj.html	海外における模倣品・海賊版対策の支援
弁護士知財ネット 東北地域会 TEL 022-264-3016 http://www.iplaw-net.com/	弁護士に関する総合的な情報提供、知的財産に関する法律問題全般
日本知的財産仲裁センター 東北支所 TEL 022-223-1005 http://www.ip-adr.gr.jp/	知的財産の裁判外の紛争処理

みやぎ知的財産活用推進方策

平成18年3月（平成21年3月改訂）

発行：宮城県

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
